



片平旧法学研究棟前桜 2025

# 会報

第 52 号  
東北大学法学部同窓会  
〒980-8576  
仙台市青葉区川内  
東北大学法学部内  
Tel・Fax 022-795-6181  
E-mail dosokaiaw@gmail.com  
発行日 令和7年5月30日

印刷所  
(株)センキョウ



会長 久保野 恵美子

## 川内だより

昨年度に引き続き、法学部同窓会会长を務めさせていただくこととなりました。昨年度は、同窓会の本部及び各支部等の総会・懇親会等に出席をさせていただき、同窓会の皆さまの各方面でのご活躍をうかがい、また、法学部への激励をいただきました。また、同窓会東京支部会に共催いただき、キャリア・ガイダンスを催すことができました。皆さまからのご支援に感謝申し上げるとともに、同窓会のさらなる発展に微力を尽くしたく存じます。今年度も、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本年三月末に、坂本忠久教授（日本法制史）がご定年にて退職、大内孝教授（西洋法制史）が退職され、それぞれ名譽教授となられました。坂本先生は、二〇一二年に着任された後、二〇一三年度から二〇一四年度に教育研究評議会評議員をお務めになられま

した。大内先生は、一九九二年に本研究科博士前期課程を修了後本研究科に助手として採用され、爾来、三五年の長きにわたって、教育研究に尽力してこれ、この間の二〇〇九年には天野和夫賞を受賞なさいました。教育研究及び運営面にわたり学部・研究科に多大な貢献をしてこられた坂本先生、大内先生のご退職は、大変に惜惜しいことです。先生方には、ますますご健勝にて、引き続き法学部・研究科を見守っていただきたく存じております。

また、本年四月、佐々木弘道教授（憲法）が、国立国会図書館（専門調査員）に転出されました。佐々木先生は、二〇〇九年に着任された後、二〇二一年度から二〇二二年度に法科大学院長をお務めになられました。本研究科への大きな貢献に感謝申し上げつつ、新天地でのご活躍をお祈りいたします。

一方、本年四月一日には、西土彰一郎教授（憲法）が成城大学法学部から着任され、また、ローツマイア准教授

が、教授（比較家族法）に昇任され、それぞれ本学の研究教育活動を担つております。

実務家の先生方の異動も

ございました。公共政策大

学院では、昨年七から九月

にかけて、石山英顯教授が総務省に、江口博行教授が環境省に、松村孝典教授が農水省に、それぞれ帰任され、替わつて、原田賢一郎教授、永島徹也教授、川野豊教授が、各省から着任されました。

助教の動きにつきましては、昨年九月に、岩城円花助教が金沢大学人間社会研究域法学系講師として採用され、退職された一方、本年四月、肖陽助教が法学研究科博士後期課程院生から着任しました。

残念なことに、名譽教授の計報をお知らせしなければなりません。太田知行名譽教授（民法）が本年二月一日に、また、柳父園近名譽教授（政治学史）が本年二月一八日に、それぞれ他界されました。先生方のご功績に改めて深謝いたしますとともに、謹んでお

が、教授（比較家族法）に昇任され、それぞれ本学の研究教育活動を担つております。

悔やみ申し上げます。

学部・研究科をとりまく状況といたしまして、昨年一月、東北大学が唯一の国際卓越研究大学として認定されました。これを受けて、研究力を強化するための戦略的人事を計画しており、また、研究科内に新設された戦略支援室に配属のURA（研究力強化等を支援する専門職）の支援のもと、研究成果の積極的な広報等を通じ、法学・政治学の意義を発信してまいりたいと考へております。また、同室に配属予定の国際対応専門職スタッフと共に学生及び教職員の国際交流を活発化させて要請される研究助成金・寄付金等の外部資金確保などの課題にも、取り組んでまいります。

新たな環境のもとでの飛躍は、同窓生の皆さまの多方にわたるご経験、ご意見から学ばせていただくことなしに、遂げることはできないと考えております。法学部・法

学研究科の後輩たちのため、より一層のご指導ご支援を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

学部・法学研究科を支援するものとして設けられているのが、前述の「法学教育研究支援基金」ですが、二〇二三年、この法学教育支援基金の主な用途の一つである「学生生活支援すること」を「学生活動支援金制度」が設けられました。具体的には、

「法学部・法学研究科の自主貢献を実現し、もつて人類社会の発展に資すること」を目的として多額のご寄付を頂いております（二〇二二年）。この際のご寄付の受け皿となりましたが、「東北大學基金」の中の「法学教育研究支援基金」です。東北大學基金とは、「本学における教育研究環境及び社会貢献活動の整備充実を図るため、指

式）、多くの方々からのご寄

付は、これまで以上に東北大

学の成長戦略の重要な柱の一

つとなっています。

## 学生活動支援金への ご寄付のお願い



東北大學大学院法学研究科教授  
中林曉生  
(H9卒)

今年も新学期が始まり、中善並木の桜が新入生を迎えています。この中善並木の桜の植え替えには、法学部同窓会より、「中善通り桜移植支援」を目的として多額のご寄付を頂いております（二〇二二年）。この際のご寄付の受け皿となりましたが、「東北大學基金」の中の「法学教育研究支援基金」です。東北大學基金とは、「本学における教育研究環境及び社会貢献活動の整備充実を図るため、指

定された大学が政府の資金拠出する「大学ファンド」からですが、この助成額は、大学の外部資金獲得額に応じて決定されることがあります（学生活動支援金要項二条）。法学部・法学研究科のホームページに学

生の皆さまの多大なる貢献をした活動、又は法学部・法学研究科における学習に際して高い教育的効果をもち特に経済的支援を要するものに対し、その活動に係る旅費等を支援し、指導的人材の養成及び社会貢献に資すること」を目的としています（学生活動支援金要項二条）。法学部・法

学研究科の後輩たちのため、より一層のご指導ご支援を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

学部・法学研究科を支援するものとして設けられているのが、前述の「法学教育研究

支援基金」ですが、二〇二三年、

この法学教育支援基金の主な

用途の一つである「学生生活

支援すること」を「学生活動支援金制度」が設けられました。具体的には、

「法学部・法学研究科の自主

貢献を実現し、もつて人類社

会の発展に資すること」を目

的とするもので、多くの方々

から寄附をお寄せいただいて

おります。昨年、東北大学

は国際卓越研究大学に認定さ

れました。国際卓越大学に認

定された大学が政府の資金拠

出する「大学ファンド」から

の助成を受けることができま

すが、この助成額は、大学の

外部資金獲得額に応じて決定

されることになつております

ので（マッチングファンド形

習活動支援金の募集案内を掲載し、ひろく学生に周知しているところです。

二〇二三年度は、前期開講

の授業「国際法演習」履修者有志が、国際法模擬裁判の大会Asia Cup 2023（国際法学会及び外務省の共催）に参加し、東北大学チームは日本代表の二校のうちの一校として、口頭弁論ラウンドに進出し、原告書面で二位（タイ）に入賞しましたが、東京で開催された大会への旅費をこの学生活動支援基金から支援いたしました。また、二〇二四年度は、岩手県花巻市で行われた無料法律相談所による出張相談に対する支援も行いました。

二〇二四年六月に、国立大学協会が国立大学の財政状況についての緊急の声明を公表したように、国立大学をとりまく財政状況はきわめて厳しい状態にあります。そうした中、学生たちは、物価高の中で、勉学やサークル活動などに励んでいます。自主ゼミの活動が盛んであるという東

北大学法学部の伝統を守つていくことに、皆さまのお力添えを賜れると幸いに存します。

東北大学基金のホームページ（<https://www.kikin.tohoku.ac.jp/>）には、「寄附の種類」の中に、「学部・研究科等を支援」という項目があり、そこから「法学教育研究支援基金」への寄附を行うことができます。その際の使途の欄に「学生活動支援金制度」に充てほしい旨を記入いただることも可能です。

個人の方ですと、クレジットカード・銀行振込・コンビニ決済・郵便振替・PayPay決済・Amazon決済で寄附を行うこともできます。税制上の優遇措置もございますし、千円以上をご寄付頂いた方には返礼品を差し上げております。法人・団体からの寄付も可能です。使途を限定することも可能です。詳細につきましては、ホームページをご確認ください。

皆さまの「厚意をお待ちしております。

皆さんは大半の方が、2021年の入学だと思います

## 令和6年度法学部卒業生、

### 大学院修了生に贈る

同窓会副会長・東京支部会長

原田一之  
(55卒)

#### 「書を捨てて、町へ出よ」

まずは、皆さん、4年間の大学生活を終えられ、あるいは大学院を修了し、この度、其々の次のステージへ旅立つことに、心よりお祝い申し上げます。私自身は、ほぼ50年前の卒業生として、あまりに時代も環境も違っています。とともに学校へ行つてもいたがつた自分が、皆さんへ卒業にあたつての餞の言葉を述べます。法人・団体からの寄付も可能です。使途を限定することができ、通常の生活が少しずつ、取り戻されたのではと思ひます。その経験は過去の法

学部の卒業生たちが味わったことのないような厳しい状況だつたと推察します。しかし

ことのない、仙台という素晴らしい街で過ごした学生生活の価値は変わらないと思います。戦

乱期の中で学生生活を送った先輩たちも、そして私もオイ

ルショックの波に翻弄された学生生活は、本来学生が、自由を謳歌して、酒を飲み交わし、多くの人と関わり議論す

るといった学生の本分といつても良い行為を否定されてしまつたことと 思います。私は

その時代は、真逆だったよう

に感じます。しかし、コロナ禍が明けた後は、対面での会話や飲み会、議論百出のストームなどが復活したのではないでしょうか。結果的に皆さん、私たちよりずっと、この大きさを理解されているのではないかと思います。卒業後皆さん、様々な道を歩んで行きますが、どのような道であろうとも、人との交流や対話は、最も大切であると考えています。コロナ禍の副産物として、リモート環境が整つた今でも、経済界では、対面での仕事が、着実に戻つてきています。私が人の移動



学生から聞いたところでは、学部1年のプレゼンで丸山眞男『日本の思想』をテキストに選ばれたそうです。プレゼンでもあるにもかかわらず、その参加条件は『日本の思想』の感想文を提出するという1年生にとつてはハードルの高いものだったようです。先生にとつて、プレゼンとは單なる導入科目ではなく、学生に対して深い思索を促す場だつたのでしょうか。

柳父先生の講義は、穏やかな語り口ながら、流れるよううに展開されるものだったと聞いております。当時の最先端の学術的知見を取り入れた刺激あふれる内容は、聴く者の多くを惹きつけていたようです。ゼミでの熱気あふれる議論は、多くの学生にとって忘れがたい経験となつたことでしょう。先生の授業の魅力は、その内容だけではなく、随所に散りばめられた「雑談」にもありました。例えば、イギリスの議会における「ソードライン」の話や、アメリカの無教会主義の話など、

なる専門科目ではなく、学生に対する深い思索を促す場だつたのでしよう。

どれも非常に興味深く、今まで忘れない、と伺っています。大学院のゼミは毎週一回で3～4時間に及ぶ場合が多くたたようです。先生は、テキストの読解だけでなく、関連する様々なテーマについても広く議論するというスタイルを取つていらっしゃつたとのことです。大学院ゼミは、テキストの読解力だけでなく、歴史的な視野、諸国を比較する幅広い視座を養う場である、という信念がそこから伺われます。

ある卒業生は、柳父先生が学部長として祝辞を述べられた場面が強く印象に残っていると語っています。東北大学では総長が理系出身者であることが多く、卒業式の祝辞は、簡潔なものになりがちですが、その後の学部の祝賀会では柳父先生が語られたウェーバーの言葉からは、「卒業」の意味を本当に実感した、と聞いています。先生との出会いは、多くの学生にとって、塞に意義深いものであり、その教えは、今なお卒業生の思索の中に生き続けています。

柳父先生は、ご研究の知見を踏まえて、日本の政治の現状にもさまざまなもので警鐘を鳴らされていらっしゃいました。特にキリスト教政治思想の現代的意義や、政治と宗教をめぐる緊張関係について、終生にわたって情熱的に学問的・実践的検討を続けられました。

東北大学法学部には宮田光雄先生以来の政治思想史研究の優れた学問的伝統があり、私が柳父園近先生の担当され

ていた科目を前任者から引き継ぐ立場となつた際、大変身の引き締まる思いをしました。私は、柳父先生とはわずかしか接点がなかつたため、直接お伝えできることは多くありません。それでも、先生が遺された学問・教育の精神と情熱を引き継ぎ、次世代の学生たちに伝えていくことこそが、最大の敬意の表し方で、あると信じています。

A black and white line drawing of a cherry blossom branch. The branch curves from the bottom left towards the top right, with several clusters of five-petaled blossoms in full bloom. A few fallen petals are shown in mid-fall at the bottom of the frame.

連載

先生の研究紹介

## 行政法における理論と実務



東北大学大学院法学研究科准教授

高畠絃子 (H25卒)

### 研究のきっかけ

行政法の研究者を目指すきっかけは、東北大学公共政策大学院在学時におけるいくつかの気づきにあります。まずもつて感じたのは、法の解釈を中心とする法学部での勉強がいわば過去から多くを学ぶものであるのに対し、公共政策大学院での学修は、『これから』の公共政策を考え抜くという点において、大きく異なっているということです。しかしそれは、これまで触れてきた法解釈学は、法との向き合いのひとつに過ぎないことを気づかせてくれるものもあり、「まだよくわからなけれども、法学は実は奥深いのかもしれない」と感じるのです。正直にいえ

きつかけにもなりました。そして、最大の契機は、政策の現場を垣間見る機会を得たことです。1年次の公共政策ワークショップⅠは、7、8人前後のグループごとに、1年をかけて政策提言を完成させるもので、行政機関や民間事業者等に対し、ヒアリング調査を行い、現在の法制度が現場の第一線において、どう接続するものにもなりました。行政法理論の面白さを痛感させるものになりました。行政実務が抱えるさまざまな政策課題に向き合いつつ、改めて法学を学ぶことに

ば、学部の頃は、行政法というのはなんだか無味乾燥とうか、つまらないというか、そもそも行政というものを縁遠く感じてしまっていた節は否めません（当時の先生方に大変申し訳ないのですが）。他方、あの藤田寅靖先生でさえ、同じようなことをおっしゃっているので（同窓会報40号6頁）、あとから面白さに気づくということは、とりわけ行政法においてはままあります（かもしれません）。しかし、当事者の目線に立ちながら、法制度の問題の所在を明らかにしようとする尝试は、アクチュアルな問題と実は密接な関係にある法理論、とりわけ行政法理論の面白さを痛感させるものになりました。行政法理論の面白さを痛感させるものになりました。行政実務が抱えるさまざまな政策課題に向き合いつつ、改めて法学を学ぶことに

ます。わが国の行政法学がこれまで解明してきたのは、主に、どのような場合に、誰に、どのような場合に、誰に焦点を当て、研究を進めました。博士論文をご覧になつた先生から、「公共政策大学院から進学して、よくこんな（判決効という公共政策から縁遠い、マニアックな）テーマにしたね」とお声がけいた。だいたことがありましたが、私の中では先述の一つ目の気べきからつながるものでした。法解釈学と立法政策学の峻別ないし融和という点もさることながら、学部でさんざん学んだ判例つまり、裁判・訴訟の場面と公共政策の場面とが自分の中でどうにも整理できずにいたのです。両者の関係を解きほぐすひとつの手がかりとして、訴訟のあとの世界、つまり、裁判所が判決を出し、そのあとボールが行政過程に移るという局面に着目しました。少し補足しますが、以前が、目が覚めるように面白く感じたのです。正直にいえます。

裁判過程から行政過程へ

博士課程では、フランスの越権訴訟（日本でいう取消訴訟）における取消判決の効力に焦点を当て、研究を進めました。博士論文をご覧になつた先生から、「公共政策大学院から進学して、よくこんな（判決効という公共政策から縁遠い、マニアックな）テーマにしたね」とお声がけいた。だいたことがありましたが、私の中では先述の一つ目の気べきからつながるものでした。法解釈学と立法政策学の峻別ないし融和という点もさることながら、学部でさんざん学んだ判例つまり、裁判・訴訟の場面と公共政策の場面とが自分の中でどうにも整理できずにいたのです。両者の関係を解きほぐすひとつの手がかりとして、訴訟のあとの世界、つまり、裁判所が判決を出し、そのあとボールが行政過程に移るという局面に着目しました。少し補足しますが、以前が、目が覚めるように面白く感じたのです。正直にいえます。

ですが、私が研究の対象としたのは、行政の処分に対する取消しを求める取消訴訟で、現在も重要な位置を占めています。わが国の行政法学がこれまで解明してきたのは、主に、どのような場合に、誰が、裁判所に取消しの訴えを提起できるのか、そしてどのような審理をすべきか、とい

う点でした。ところが、行政訴訟は、民事訴訟や刑事訴訟とは異なり、権力分立原理の根柢からつながるものでしょと、裁判所が介入できる場面が限られています。そのため、訴訟が終結してもなお、根本的な問題は解決せず、再度行政による応答を必要とすることが少なくありません。それは、行政事件訴訟法33条1項が、取消判決は「行政その他の関係行政を拘束する」と規定していることからも明らかです。しかし、この「拘束力」と呼ばれる取消判決の効力については、なぜこのような効力が認められるのか、具体的に行政にはどのような義務が生じるのか、そしてこの義務が果たされなかつ

た場合にいかに統制すべきかなどの論点については、必ずしも十分に検討されていました。

## 視座とつのフランス法

そりや、いのうな問題意識のもと、フランス法研究を進めました。戦後の日本では、行政訴訟も民事訴訟の一部を構成していますが、フランスでは、行政権の一部として、行政訴訟を扱う行政裁判所が位置づけられ、司法裁判所とは別の組織と法理論を形成してきたという特徴があります。さらに歴史を遡ると、1872年以前は、行政裁判所と行政とは未分離の状態にあり、取消判決は行政権の最高機関である国家元首によって権威づけられてきました。最高行政裁判所であるコンセイユ・デタ(Conseil d'Etat)の前身が、13世紀末に設置された国王諮詢會議(Conseil de Roi)であることもその証左といえます。コンセイユ・デタが裁判所としての地位を確立さ

せたのち、フランス法は、取消判決の判決を「適法性の原理由(principe de légalité)」という法概念により基礎づけながら、その実効性の担保に力を尽くしていくことになります。ここでいう適法性の原理とは、「行政は法のもとでのみ活動することができる。」といふシンプルな法原理ですが、これを堅固な武器として磨き上げ、人々の権利・自由を保護してきたことにフランス法の特徴を見出すこともできるでしょう。

立ち返つて、フランス法を参照する意義はどこにあるのか。ひとつは、その歴史・経験の重みが挙げられます。行政法の母国といわれるフランスは、毎年、日本の数十倍の件数の行政訴訟が受理されおり、長い歴史と浩瀚な公法學説によって培われた判例法理が存在します。上記の研究でも、判例の蓄積→学説による分析→理論の精緻化といふ好循環がうかがえ、だからこそ、取消判決後の行政の行

為規範の具体化にも成功しているということができます(翻つて日本ではそもそも裁判例がほとんど存在しないことでも大きな要因となり、議論が停滞していました)。

法意識や法制度等の異同を慎重に考慮する限りにおいて、比較法研究という手法は、ものごとを相対化して客観的に見る態度を養うための有益なツールのひとつであるように思います。講義でも、これから話す内容は、「現在」の「日本」の行政法に係る理論・判例に過ぎず、「過去」や「他国」に目を転じれば、また別のロジックが存在します。ひとつのロジックが存在すること、つまり、目の前にある条文や判例が絶対的に正しいといふものではないことを伝えるようにしています。もちろん、相対化し、批判的に検討するためには、現在の法理についてまずは理解していか必要がありますし、それが学部生の頃には大変なので、法とは、「勝手に降つてくるようなものではなく」その時々の人間が試行錯誤のう

## 行政訴訟における和解

日本の行政訴訟では、国家賠償請求事案の例を除き、訴訟上の和解が用いられることがほとんど皆無です。しかし、原告が請求を取り下げ、行政との間で事実上の和解を行なうという慣行は多く実践されています。このような裁判官はそれを事後的に、審査する側面をも有しています。とりわけ、行政裁判官は、民事訴訟を担当する裁判官よりも厳格な態度で和解の実体的審査を行つており、それは、本来的に行行為の自由を有する私人を拘束する法規範とは異なる公法特有的法規範の存在と、当該規範への適合

んでおらず、2004年の行政事件訴訟法改正時にも和解の論点は棚上げとなり、有効な法理論・法制度の形成はな

とも大きな課題でした。

他方、フランスでは、1807年法律を起点として訴訟上の和解が実装され、近年でも2016年法律による制度の整理があるなど、注目に値します。最も示唆的であったのは、和解に対する裁判官の関与のあり方です。フランス法は、訴訟当事者による合意形成の開始・終了を緩やかに認め、それらを支えるかたちでの裁判官の関与を拡大させつつある一方で、こうした和解の多用を前に、行政裁判官はそれを事後的に、審査する側面をも有しています。とりわけ、行政裁判官は、民事訴訟を担当する裁判官よりも厳格な態度で和解の実体的審査を行つており、それは、本来的に行行為の自由を有する私人を拘束する法規範とは異なる公法特有的法規範の存在と、当該規範への適合

よつて免れうるものではないことを序実に示すものといえるでしょう。訴訟上の和解に位置づけ、裁判官を関与させることの意義は、和解の法的コントロールを可能とするこあり、フランス法の実践と日本法の今後の議論にも参考になる部分があるように思います。

### これからに向けて

吉祥寺での暮らしも板についてきたころ、2024年4月から母校で教鞭をとる機会をいただき、仙台の学び舎に戻つてまいりました。ささやかな気づきから、研究者の道に進むことになり、法学の奥深さと厳しさを体感してきましたが、他方で、契機となつた実務と理論の架橋については、研究をとつても、それに打ちされるべき教育をとつても、まだまだ未熟であることはいうまでもありません。しかし、これまでのわざかな研究の足跡を辿ると、政策実務から行政法理への関心を喚起され、さらにそれは裁判



論の架橋をも見据えた研究・教育をすべしとの啓示なのかもしれません。頼もしい同僚の先生方に助けていただきながら、少しづつ研究を進めたいと思います。

実務への関心へとつながることであつたともいえそうで、こうした折に、公共政策大学院、法科大学院という二つの専門職大学院を擁する東北大大学院法学研究科の教員陣に加わさせていただいたという巡り合はせは、これらの研究者人生において、政



東北大大学院法学研究科准教授

堀 澤 明 生

## 法は政策課題にどう向き合うのか——マンション問題を題材に

### 2. 法的議論の構造

法律は、ある一定の事実があらかじめ法律に定められた要件に該当すると、一定の義務を課したり、制裁を科したりすることによつて、人々の行動に影響を与えます。例えば、皆さんも殺人罪（刑法199条）については聞いたことがあります。「人を殺した」という事実に該当することによって、「死刑又は無期若しくは五年以上の懲役」という刑罰が裁判所で科されるという威嚇をすること

（※本稿は、2024年7月31日に行われました、法学部オーブンキャンパスの内容を簡略化したものです。）

### 1. はじめに——行政法学のイメージ

本日はお越し下さり、ありがとうございます。私は、行政法学という、行政と皆さんのような私人との関係について主に扱う一連の法律群をつつかう学問を専門としております。皆さんのが朝起きて顔を洗うときに用いる水道や、今日乗られたであろうバスなど、多くの物事に行政はかかっています。前者は水道法、後者は道路運送法という法律がかかわります。このよ

うに、行政法は皆さん的生活に密接にかかわっています。法学の仕事は、大きく二つ挙げられます。解釈論と立法論です。解釈論は、条文の意味があいまいなときに、どの

がとどうございます。私は、行政法学という、行政と皆さんのような私人との関係について主に扱う一連の法律群をつつかう学問を専門としております。皆さんのが朝起きて顔を洗うときに用いる水道や、今日乗られたであろうバスなど、多くの物事に行政はかかっています。前者は水道法、後者は道路運送法という法律がかわります。このよ

うで、適切な解決を与えるために行うものです。もう一つの立法論は、既存の法律が十分でないときに、こうした法律を作るべきだ、と提案するものです。皆さんのが朝起きて顔を洗うときに用いる水道や、今日乗られたであろうバスなど、多くの物事に行政はかかっています。前者は水道法、後者は道路運送法という法律がかわります。このよ

うに、法律が「Aに該当する事実があるときには、Bという効果を与える」というルールを定めていることを前提として、「Aに該当する」と述べることで、「Bという効果が生まれる」という議論をすることが、法律における基本的な議

す。

論とされる法的三段論法の構造です。

比較的単純なことに聞こえます。ただし実際には、この「aがAに該当する」という部分がかなり難しく、裁判所はその判断を判例という形で積み重ねていきます。aという事実をどう評価するかということも難しいですし、Aの正確な意味を把握するために要素に分解していくと、意外とよくわからないです。「人を殺す」も、例えば赤ん坊は「人」だとして、胎児は人なのか、のようになります。「人を殺す」も、例え赤ん坊は「人」だとして、胎児は人なのか、のようになります。

このような、微妙な事例が生じることについて、不满を抱く人もいるかもしれません。難しい事例が発生するたび、その事例を簡単に解決できるような文言を付け加えて、あるいは文言のまま法律は生き延びていくのかと思うでしょう。実際にそのような法改正もなされるべきなのですが、あいまいであるこ

とも一定の理由から許容されています。まず、法改正自体が高い行為です。法律を改正するのは社会に大きな影響を与える行為ですので、沢山の時間をかけて、改正する必要があるのか、その文言はこれまでの法律との間で整合が取れているのかなどをチェックしなければなりません。また、あいまいであること自体にもメリットがあります。将来生じる新しい問題について、解決をもたらす具体的な条文がないよりは、あいまいでもいいので裁判所で対処可能な条文を用意しておくといえます。

近年、AIに対する規制をどうするべきかなど、新しく、しかも将来何が起きるのかわからない社会問題が生じています。こうしたものに対しあいまいな文言のまま法律として定め、どこまでを裁判所等の具体化にゆだねる

会が複雑化・加速化するとともに、ますます考えねばなりません。そこで、国会が定めた法律の要件を満たしてのみ行うことができます。

**3. 行政法の基本原理**

ここまででは、国会が定めた法律を裁判所が適用すると、いう状況を念頭にしてきました。しかし、一定の領域について専門性を有する官僚機構に、個別の場面での具体的な判断をゆだねるほうが良いことがあります。そのように行動する行政の基本的なルールとして、行政が皆さんの権利を制限したり義務を課したりするには、国会の定めた法律の根拠を必要とします。これは法律の留保と呼ばれる行政法の大原則です。

行政が皆さんに権限を行使するのは、一定の公益を守るためです。例えば、皆さんが飲食店を経営していて、しかしながら社会問題が生じてきます。こうしたものに対しあいまいな文言のまま法律として定め、どこまでを裁判所等の具体化にゆだねる

この営業停止命令は皆さんのもに、ますます考えねばなりません。そこで、国会が定めた法律の要件を満たしてのみ行うことができます。

**4. 実効性確保の手段**

さて、このような義務を課せられた私は、多くの人は従いますが、そうでない人もいます。そこで、行政は何らかの形で義務を果たさせようとしています。このような義務の実効性を確保する手段は、さまざまなものがあります。

全部をお話るのは難しいので、ここでは地方公共団体がしばしば用いるものをピックアップしてみましょう。代執行、罰則、公表などの手段があります。

次に、罰則は、さきほど見たような刑罰を科すことであります。様々な義務に対応できます。しかし、地方公共団体自身が条例という、法律によく似た形式で罰則を定めることができます。しかし、警察や検察は人員が限られていますので、なかなかしもこの罰則が発動できるとは限りません。

最後に、公表は、「義務を課したのに従ってくれない」等の事実を人々に周知するものです。公表の目的は義務の実効性確保では必ずしもないこ

とも多いのですが、命令された人は公表されるのを嫌がつて従つてくれるかも知れません。近年の地方公共団体は公表の制度を活用しようとする傾向にあります。ただ、公表した事実を知った市民がどのように受け止めて行動するかは、予測がつかないことがあります。慎重に使うべきです。

## 5. マンション問題と行政法

### 政策

このような武器を念頭に置きつつ、近年のマンション問題を考えてみましょう。現在、マンションには全国的にたくさんの人が居住しているまです。分譲マンションは、法的には「区分所有権」という特殊な権利で所有されています。物に対しても、1人が所有権を有するのが原則であり、この例外として共有が認められます。共有している物については、建て替えたり壊したりするような重大な決定をする場合には、全員一致が求められます。ところが、マンションを建て替える

ときに、1人でも反対すると建替えられないとすれば、他の区分所有者の権利が害されます。このため、現在の区分所有法とそれに付随する法律は、重要な決定を5分の4の多数決としています。

近年、マンションを巡り地方公共団体を悩ませている問題として、建物の老朽化、住民の高齢化という「二つの古い」があります。建物が老朽化して外壁が崩落するなどして周辺に迷惑をかけるかもしれないのに、リノベーションしたり建替えたりするとなく中に入っている人々が「住みづぶす」ことを選択してしまうと、適切な対処が取られなくなり、周辺に迷惑をかけます。行政が介入しようとすれば、住民に相続が生じてしまうと、さらに行政としては誰に命令をすればいいのかわからぬままです。

6. おわりに

行政法は、社会の課題に対する影響を与える罰金を科すとなると、むしろマンションの管理費用に影響を与えてしまい、かえつてマンションの荒廃が進むかもしれません。

最後に、管理をしていないことを公表するはどうでしょうか。「ここは不適正な管理をしているマンションです」という情報を広めると、マンションの市場価値に

どのように実現すればいいで建替えられないとすれば、他の区分所有者の権利が害されます。このため、現在の区分所有法とそれに付随する法律は、重要な決定を5分の4の多数決としています。

まず、除却を命じて代執行するとなると、マンションが対象の場合には費用が高額になります。本当に必要な場合には躊躇してはなりませんが、費用を徴収できないと最終的には住民の負担となってしまいます。また、住民の行方が知れないと、義務を課そうにも空振りしてしまいかねません。

次に、管理をきちんとしていないといつて、人の意思決定に影響を与えるくらいの罰金を科すとなると、むしろマンションの管理費用に影響を与えてしまい、かえつてマンションの荒廃が進むかもしれません。

最後に、法制度のあり方を模索することが求められています。すると、区分所有者らは「売る」という実現方法のそれぞれがうまくいか考へてみましょう。

なかなかいい手段が見つかることなる前に区分所有者らが管理についてやる気のあるうちに行政が介入して、やる気がある状態を維持するのがよさそうです。現在の地方公共団体は、マンション管理士をマンションに派遣したり、マンション分譲時の管理制度がきちんととした計画になつているかをチェックしたりしようとしています。

行政法は、社会の課題に対処するための重要な手段であり、適切な制度設計が求められます。特にマンション問題のように多くの利害関係者が関与する場合には、さまざまな関係者の利害を上手に法文に落とし込む必要がありまます。今後も、法学の知見を活かしながら、他の学問領域と協力し、より良い社会の実現



# 中川先生50年忌によせて



法学部同窓会事務局長

清水廣行

(S39卒)

和初期から丹念に地方の現状を調査していました。昭和13年・14年には法制度を超えて民俗学の分野にも及ぶ南洋諸島（ミクロネシア）の実態調査を続けておられましたが太平洋戦争下の空襲で資料を焼失したのは残念なことででした。その後も全国各地を回らされた成果が「民法風土記・法の現場を歩く」（講談社学術文庫）として残されています。昨年亡くなつた松岡正剛は「松岡正剛千夜千冊」の中、先生を「書齋法学ではなくて歩く法学者」として「中川善之助。この名を知らない日本人はいまそうとう多いだろうが、それはまずい。」と記しています。

現在も続く「無料法律相談所」を開設したのは昭和3年でした。ご自身で「いちばん一生懸命になつて、いちばん熱心に、いちばんがく続いた仕事は、東北大学教授で

法制度審議会委員を務め、我妻栄とともに戦後民法改正にも尽力し、中川身分法学は学界の大きな山脈でした。最高裁判かれた際には「東北を離れて」と断り3年程講師として講義をされつつ、本拠地仙台での研究・生活を楽しみました。退官後東京に居を移し、学習院大学教授や金沢大学長を経て、法制度審議会民法部会長等の公職についていましたが、昭和50年3月20日上野駅にて狭心症のため急逝されました。享年77歳、前年11月に門弟が集まつて喜寿のお祝いをしたばかりでした。

また、先生は各地へ出かけた際に積極的に同窓生に声をかけ同窓生の組織化に心を

37号月原茂浩、40号川口雄の皆様の寄稿を合わせてご覧ください。

中川善之助先生が亡くなられて50年です。現役学生や若手の皆様にはあまりなじみがないかと思いますが、先生は東北帝国大学法文学部スター時から昭和36年の退官まで、東北大一筋で民法―特に親族・相続法のいわゆる身分法学研究を中心とする生涯でした。新制法学部の初代法学部長でもありました。

東京・京都に次いで仙台の東北帝国大学に法文学部が設置されたのは大正11（1922）年で、開設にあたり京都帝国大学法学部の佐藤丑次郎教授（憲法学）が創設委員に任命され、中川先生はその教授陣容の第1号として民法学助教授に任命されました。法文学部には法学14、経

学・小町谷操三（商法学）・河村又介（國家原論）・石崎政一郎（社会法論）・田岡良一（国際法学）・廣浜嘉雄（法理学）・阿部次郎（美学）・小宮豊隆（独文学）・土居光知（英文学）・岡崎義恵（国文学）・村岡典嗣（文化史学）・宇井伯寿（インド哲学）・堀絏夫（経済学史）・和田佐一郎（経済学）・中村善太郎（西洋史）など若手の俊英が教授陣とし

て招かれました。これが現在の法学部・経済学部・文学部のルーツとなります。

中川先生は民法、とりわけ親族・相続の家族法の第一人者として活躍する傍ら、昭和14年には法文学部の同窓生として、それを徳とした寮生を中心とし、そのつぎには、法律相談所長である」と述べておられます。戦後は内閣の臨時法

下宿先にも難儀していた学生たちのために「沖和寮」を

原一正、35号38号堀口正明、

皆様の寄稿を合わせてご覧ください。

## 十年ひと昔

温故知新

東北大名譽教授

柳父園近(故人)

藤田寅靖学部長の後に、まさかと思っていた学部長職を1996年4月から2年間務めることになり慌てました。しかし、「十年ひと昔」で、その後の「大学院改革」と「法人化」の急激な展開を経た今日と比べると、まさに「昔話」の世界です。

当時は、国立大学の「大学院重点化」という方向に向けた「大学改革」が、全国の国立大学を巻き込みつつありました。それは学部教育よりも大学院に重点を移そうという形でした。その方向で人員構成、施設等の再編を進めて行こうと「重点化」と言わっていました。このような「大学院重点化」をめざすポリシーは、もともとは理系的な発想から生じた

ものだつたと思われます。医学部・工学部などの「理系」学部の学生には、卒業後も少なめることになり慌てました。しかし、「十年ひと昔」で、その世界には、卒業後も少なくとも修士課程には進学する傾向が以前から強く、また、わが国の科学技術と生産性の一層の向上のためには大学院をもつと重視する必要があるとの声も高まつて、いたからです。しかし「文系」とりわけ法学部という学部では、概してどの大学にあつても、当初は必ずしも「重点化」にはさほど積極的ではなかつたと思ひます。ともあれ、こうした時流の中での法学部のあり方をめぐつて、全国的な模索が当時始まつて、いました。

東北大法學部は、相当慎重であり、むしろ学部教育の充実を図ることこそが必要かつ有効なのではないかという見解でした。この議論はこの



時急に生じたのではありません。法学・政治学のカリキュラムは4年間では消化不良に終わっているのではないかという危惧はある。しかしながら卒業生がその社会的能力を発揮するのに、研究者養成の大学院に進むことは必要でない。東北大に限らず法学部大学院修了者への社会的「重要」も大きくはない。むしろ法学部の5年制化を考えるべきではないか、という議論が川内であらためて高まりました。「重点化問題」をめぐつて

国立九大学法学部の緊急シンポジウムが2回にわたり開催され、教授会の意向を踏まえて私は上記のような考え方を報告しました。これには一定の共感も示されました。しかし大学内外の大勢に押され、他大学の場合は急速に重点化に傾いてゆくようでした。

「重点化」圧力の中で、しかし本当に妥当な方針を見定めることができないよ緊要となり、「結論を先取りすることなく」という条件のもとに13年ぶりの「将来構想検討委員会」が教授会に設置されました。しかしその後「法科大学院」の設置問題が急浮上し、全国的に法学部の軌道が切り替わることになりました。そうなると東北大法學部はあらためて大西仁学部長のリーダーシップのもとに、俊敏に法科大学院と行政大学院の設置という大きな課題の実現に取り組むことになりました。本稿では、さうにそのあとで「法人化」問題が迫つてくるのは、さらにそのあとで

柳父名譽教授は昭和62年から平成21年まで本学政治学史講座を担当され、平成8年9年第23代法科大学院と行政大学院の設置を務められました。本稿は「同窓会50周年記念誌」に寄せられたものです。

会」が教授会に設置されました。しかしその後「法科大学院」の設置問題が急浮上し、がたどつた「改革」のこうし経緯には、やはり「らしさ」が出ていたといえるように思われます。

## 会員だより

# 三菱樹脂事件 ・高野達男さん の裁判記録

卷上 目次 (039頁)

三菱樹脂事件といえは試採用期間中の醜首の是非をめぐる批判にて有名だ。

卷之三

裁判では1964年東京地  
生協におられた時とともに衝  
きました。

高野さんは1976年に現  
われます。

東北大学共創戦略センター客員特任教授・前特任教授  
成田美子(S59卒)

# 世界に貢献、地域に還元 —共創戦略奮闘記—

学部を昭和38年（1963年）に卒業して、三菱樹脂に入社。3ヶ月の試採用期間中、2か月半の時に採用取り消しを言い渡されました。理由は「学生時代に学生運動をしていたこと、生協の仕事をしていたことを隠していたこと、それらは幹部社員になる資格に欠ける」と言うもの。高野さんは解雇反対運動に取り組み、13年間の闘いののち、現職に復帰、最後は子会社のトップまで上り詰め64歳まで

東京高裁と勝利しましたが、本裁判東京地裁、1968年1970年最高裁が小法廷から大法廷に移し、1973年最高裁大法廷は「破棄差戻」判決となりました。高野さんは不利な立場に立たされました。この差戻しには宮澤俊儀東京大学名誉教授の「憲法は原則として企業の自由を保障しており、労働者の採用の際、その政治的意見の開陳を求め、採否を決める自由がある」との検察側意見書が大

論が強かつたようです。差し

ているとのことです。

委員が、御遺族とのインタビューを交えた裁判経過ルポルター

時)も高野さんの証人として出廷。安保闘争は法学部教授会が全員一致で安保法の強行採決に反対したこと、東北大

（事務局補注）この事件に関しては、一昨年本学裁判記録に収められており、宮沢意見書を閲覧した信濃毎日新聞社の渡辺秀樹編集

ジユを、今年4月に岩波書店から発行された「憲法事件を歩く—尊厳をかけて戦った人々と司法—」の中に取り上げています。

ンデスクも兼務し、欧米の海外企業と本学の研究者やスタートアップとのマッチングを行い、共同研究、海外展開、R&D（研究開発拠点）のサインスパークへの誘致につなぐのが主な仕事だった。具体的には、ドイツ最大州のN RW（ノルトラインヴェストファーレン）州貿易投資振興公社とのウェビナー開



## バイデン地盤の米国デラウェア州政府来学

元気になった葵ちゃん

催やJETROと連携した全国最多となるマッチング、総長、病院長、宮城県知事出演の海外企業向け動画制作、イスラエル大使館との共催によるスタートアップ支援プログラム（8か月）などを行ったほか、依頼に応じて本学留学生や海外太学院（インドの経営大学院）、法学部生への講義も行った。23年度から24年度にかけてはEUのイノベーション会議や国際展示会、メディアを通して本学をアピールするとともに県や市など地元自治体の外資誘致活動にコミットしたほか、留学生による海外同窓会の拠点形成、国内外のステークホルダーの開拓支援などを行った。具体的には、日本政府がウクライナに供与している世界最先端の地雷除去機器を開発した本学教授をサポートし、培ってきた人脈を使ってNHKやEU等と連携し現地入りにつなげた。NATOの「平和と安全のためのプログラム」に参加していたことから軍事支援としていたことから軍事支援とみなされることもあったが総



の同窓生夫婦から募金活動についての協力を頼まれたのである。人脈を活用してメディア、記者などに紹介、報道してもらひながら全学・法学部の同窓会や先輩を通して多くの協力者を得た。途中で円安が進み、当初3億円台だった費用が5億円台になつたにもかかわらず1か月足らずで目標額に達したのである。昨年4月に元気なお子さんが来学したときには涙が出た。共創戦略に話を戻す。国際というと貿易以外ピンと来なくて敬遠する向きもあるが、国内で引っ張り合う釣り堀ではなく

海外という大海原では大きな獲物を狙うことができる。今や国家間だけでなくリージョナルな地域と地域との連携により大きなディールを引き出す時代である。世界的な研究シーズによって生みだされたお金で福祉、教育に回す、これが健全な発展というものだと私は考える。奪い合い削るばかりでなく豊かな財政を生み出すこと。大学が創造する新しい価値の活用によって地元に還元する。それができるのは世界にコミットできる大学であり、母校であることに敬意と誇りを感じている。

## 地域活性化とマーケターとしての「使命」

早川 理 (H27卒)

理、写真洗浄も行つた。しかし同時に、個人的な支援の限

雇用を生み出していた（なお現在、彼は同社の代表取締役となつてはいる）。本当に必要なものはこれだつたのかかもしれない。私は深く感銘を受けた。

阪神・淡路大震災と東日本大震災、二つの震災を経て、神戸も東北も表向ちは復興したように見える。が、どちらもマクロな意味での「復興」に力をとられたあまり、

私は平成3年、神戸の東灘区に生まれた。震災で阪神高速が横倒しになつた現場のすぐ近くである。当時、家の向いの灘高校での避難所生活で、両親と祖父母から自衛隊やボランティアの方々に随分お世話になつたと聞いた。そうした経緯もあり、機会があれば私も何かしたいとずっと思つていた。

そんな中、縁あって東北大法学部に入学。大学1年生の春休みに東日本大震災に遭遇した。20年ほどの人生で2度目の大震災。GWまで延長された春休みを持て余していなこともあり、山元町でのボランティアに毎日参加した。不謹慎かもしれないが、ボランティアはやりがいも多く、非常に充実していた。ビニー

時は流れ卒業後、法律とあまり関係のないマーケティングの世界に身を置くことになつた。日々の仕事に忙殺され、震災当時の無力感を忘れてかけていた頃。コンサルファームから宮城のとある水産業者に身を投じた同級生の記事を見た。彼は新規販路の拡大・新製品の開発とブランドイングを成功させること

で、地域経済を活性化させ、しまつてはいる。神戸や東北だけの問題ではない。今や自然災害は日本中

# 法律とマーケティング

で毎年起きている。西日本や九州の豪雨灾害・熊本や能登の大地震など挙げればきりがない。南海トラフ地震も今後かなり高い確率で発生すると言われている。そうして災害が起きたとき、表面上きれいになるだけで経済活性化・雇用創生といった面が置き去りにされ、少しずつ日本の国力が削がれていくのではないかと懸念している。

地方の産業興隆なくして、本当の被災地復興・地方創生はありえない。言うまでもなく、日本の会社の99・7%が中小企業であり、中小企業を元気にすることが日本を元気にすることに直結すると感じている。しかしそうした企業の多くは、優れた製品やサービスを持ちながらも、販売力不足によって経営難に陥っている。本来、良い商品をきちんとブランディングし販路拡大すれば、彼の企業のように事業拡大が望めるのである。マーケターとしてこの課題に向き合かうことに、私は強い使命感を感じた。



現在、私の経営する株式会社コムマーケティングでは、中小企業を中心にネット広告運用の研修サービスを提供している。広告代理店に頼り切りになるのではなく、自社の

**ボツチャとは**  
ボツチャとは、重度脳性麻痺者や、四肢重度機能障害者

DIBOについて  
私たち「東北大学公共空間ボツチャプロジェクトD&I」は、東北大学公共政策大学院の研究をきっかけに、2022年に設立された団体です。メンバーは東北大学の大学院生と学部生で構成されており、私たちは、ユニバーサルスポーツであるボツチャを公共空間で行うことを通じて、多様性を尊重し、性別や年齢、国籍、障害の有無などに関わらず誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指しています。今回はわれわれが活動している「ボツチャ」というスポーツについて執筆させていただきます。

**ボツチャの進め方**（一般社団法人日本ボツチャ協会HPより引用）  
①先攻（赤球）がジャックボールを投げて試合スタート  
まずは先攻がジャックボール（白球）を投球します。

ジャックボール投球後、続いでジャックボール投球者が連続して自ボール（赤球）を投球します。ジャックボールが無効エリアに入ってしまう場合は無効となり、相手がジャックボールを投げる権利を得ます。  
②後攻（青球）が続いて投球します。チーム戦、ペア戦の場合は投球順は任意となります。  
③ジャックボール、先攻（赤球）、後攻（青球）の3球が揃ったタイミングで一度計測する。  
④制限時間内に両者6球ずつ投球各クラス6球投球するまでの制限時間が定められ、制限時間内に、両者6球ずつ投球を行なっていきます。制限時間を過ぎてしまうとボール

# 「ボツチャ」というスポーツについて

東北大学公共空間ボツチャプロジェクトD&I  
菅原大翔（公共政策大学院2年）

**ボツチャとは**  
ボツチャとは、重度脳性麻痺者や、四肢重度機能障害者

DIBOについて  
私たち「東北大学公共空間ボツチャプロジェクトD&I」は、東北大学公共政策大学院の研究をきっかけに、2022年に設立された団体です。メンバーは東北大学の大学院生と学部生で構成されており、私たちは、ユニバーサルスポーツであるボツチャを公共空間で行うことを通じて、多様性を尊重し、性別や年齢、国籍、障害の有無などに関わらず誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指しています。今回はわれわれが活動している「ボツチャ」というスポーツについて執筆させていただきます。

**ボツチャの進め方**（一般社団法人日本ボツチャ協会HPより引用）  
①先攻（赤球）がジャックボールを投げて試合スタート  
まずは先攻がジャックボール（白球）を投球します。

ジャックボール投球後、続いでジャックボール投球者が連続して自ボール（赤球）を投球します。ジャックボールが無効エリアに入ってしまう場合は無効となり、相手がジャックボールを投げる権利を得ます。  
②後攻（青球）が続いて投球します。チーム戦、ペア戦の場合は投球順は任意となります。  
③ジャックボール、先攻（赤球）、後攻（青球）の3球が揃ったタイミングで一度計測する。  
④制限時間内に両者6球ずつ投球各クラス6球投球するまでの制限時間が定められ、制限時間内に、両者6球ずつ投球を行なっていきます。制限時間を過ぎてしまうとボール

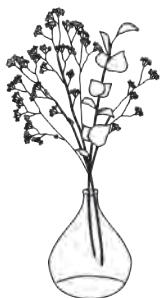
が残っていても無効となります。

#### ⑤得点の計測

すべての球を投げ終えた時点でジャックボールに自ボールを最も近づけた選手(チーク)が勝ちになります。負けている選手(チーム)のボールよりジャックボールに近い球数が点数となります。

#### ボッチャの面白みについて

ボッチャは、単に力を使うだけではなく、戦略が非常に重要なスポーツです。相手のボールをはじき飛ばしたり、ジャックボールの位置を変えたりと、状況に応じた柔軟な判断が勝敗を分けます。また、ボールの投げ方や転がす角度、力加減の微調整など、技術的なスキルも重要であります。日々の練習がかかるせません。



view/dibo-boccia/

東北大学公共空間ボッチャ  
プロジェクトD&I ホーム  
ページ  
<https://sites.google.com/>

とです。私たちDIBOはこれまでに、公共施設や市民活動団体からの依頼を受け、ボッチャ体験会を開催してきました。ボッチャは、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が一緒に楽しめるユニバーサルスポーツであります。

## 「虎に翼」チルドレンの歩んで来た道と未来へのメッセージー東北芝蘭会講演会

諸星 久美子 (工2卒)

### 1. 経過

東北芝蘭会（とうほくしらんかい）は、東北地方在住の法学部女性同窓会員OG会で、その沿革等は会報前号でご紹介したとおりです。令和6年度は、前年に全学女子校友会として発足した紫蘭会（しらんかい）が初イベントを開催するに当たり本会に協力要請があり、双方の役員で協議の結果、メインとなる講演会を東北芝蘭会が、交流会を紫蘭会がそれぞれ担当することになりました。

#### （1）【中里さんの講演】

①三宅島阿古の出身で、昭和58（1983）年の三宅島の噴火で家事が焼失しました。一人娘で両親に愛されて育ち、高校から東京都内に進学、高校・大学とも担任の先生に勧められて進学先を決め、東北大学入学後は、茶道教室のあつた場所に建てられた文科系総合講義棟の大講義室を会場に、佐藤絵里さん（法・平成13）と坂本実可子さん（経・平成23）の司会で、東京丸の内で法律事務所を経営

を志し、約10年後、平成7（1995）年に東京弁護士会に登録しました。

#### ②ある時、弁護士が留学する話を聞き、平成18（2006）年から1年間、45歳で南カルフォルニア大学のロースクールしLIMコースに留学。高校・大学の選択とは異なり、留学は自分が決めた道でした。翌年帰国すると、司法試験改革もあって若い弁護士が増えており、そこで、一人で弁護士事務所を始め「一人で弁護士事務所を始めてみよう！」と人生最大の決意をし、同21（2009）年に47歳で「丸の内ソレイユ法律事務所」を開設しました。

事務所の離婚専門ホームページが評判となつてメディア出演等が増え、現在は弁護士19人、スタッフ19人の事務所となっています。

### 2. 講演会

かつて法学第一教室・第二教室のあつた場所に建てられた文科系総合講義棟の大講義室を会場に、佐藤絵里さん（法・平成13）と坂本実可子さん（経・平成23）の司会で、東京丸の内で法律事務所を経営

DBOが特に力を入れているのが、街なかなどの公共空間でボッチャ体験をしながら、多様な人が交流し、理解を深め合える機会を増やすこ

とです。私たちDIBOはこれまでに、公共施設や市民活動団体からの依頼を受け、ボッチャ体験会を開催してきました。ボッチャは、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が一緒に楽しめるユニバーサルスポーツであります。

DBOが特に力を入れているのが、街なかなどの公共空間でボッチャ体験をしながら、多様な人が交流し、理解を深め合える機会を増やすこ

④残りの人生で何をするか？事務所をスタッフに任せても65歳でリタイアし、アメリカ進出も選択肢に。人より遅いスタートでしたが、何歳になつても思い立つたら吉日です。

（2）【藤田さんの講演】

①弁護士を志望した経緯～どうすれば自由でいられるか～ 法学者で仕事が自由な父と弁護士でとても忙しい母は放任主義でしたが、旅行などイベントを大切にしていました。三人姉弟の「真ん中」だったことも、干渉されたくない、あまり協調性のない自分には有難かったです。高校生・大学生の時代は、アルバイトと原付・自動二輪・普通免許と、お金と足という自立手段を徐々に獲得し、同時に交友関係は整理から広がりへと移行し、楽しい学生生活を過ごしました。進路選択で司法試験挑戦を決めたのは、資格が非常に魅力的で、また、就職活動やリクルートスタイルもいやだつたからで、親から言われたことはありませ

○ 千葉二二三  
○ (2) 藤田さんの講演

## ①弁護士を志望した経緯

ん。母が求めた自由は、やりたいことを制限されない自由でした。が、私の場合は、やりたくないことを強要されない自由でした。

②弁護士としての仕事～戦うべき相手は最終的には常に自分～ 単身生活への憧れから選んだ横浜での司法修習を通じ、当事者が初めて話を持ち込む先であり、最初から共感して関わるので弁護士を選択しました。5年後に仙台弁護士会に移り、母との協働となりましたが、意外にスマーズに行きました。家事・刑事・少年事件が激増し、仕事の辛さや無力感を感じることもありました。プライベートでは賃貸マンションで一人と一匹(猫)で暮らし、旅と本と酒などを楽しんでいます。訪れた国は66カ国になりました。

③現在～諦めたらそこで終了～ 弁護士23年目、仙台弁護士会会長となり、「女性初」と云われることに今更感がありますが、多様性を意識させることができ、また、次の人に

### 3. トークセッション

のハードルが低くなると思つています。

は、「法曹の仕事は法律を意識することで、誰でも何時からでも、若いうちからでなくして、も挑戦できる」と、中里さんは、「男性弁護士は若いうちに懸命に働き40代で事務所を開設しても、次の目標を設定しづらいよう見受けられるが、女性弁護士は40歳ころまで子育てに忙しく、キャリ

アプロンを描きにくい反面、余計なしがらみがなく何でもできる自由がある」との前向きな発言で締めくくられました。

## 本部だより

### 「令和6年度収支決算（案）」と「令和7年度予算（案）」

単位：円

#### ★収入の部

(▲) は収入の減少

項目	令和6年度予算	同左決算	予算対比	令和7年度予算
1) 会費等	5,170,000	5,067,000	▲ 103,000	5,300,000 (年会費・一般会員および新入生会員)
2) 利 息	193	6,572	6,379	6,605 (実績勘案)
3) 広告料	0	0	0	
4) 雑収入・その他	32,000	160,940	128,940	20,000 (寄附金等)
5) 桜基金	50,000	0	▲ 50,000	
合 計	5,252,193	5,234,512	-17,681	5,326,605

#### ★支出の部

(▲) は支出の減少

項目	令和6年度予算	同左決算	予算対比	令和7年度予算
1) 会費等	140,000	134,680	▲ 5,320	150,000 (平年並み)
2) 事業費（会報発行ほか）	880,000	824,205	▲ 55,795	885,000 (会報作製費・贊助金等)
3) 事務費（旅費・人件費ほか）	3,625,000	3,508,760	▲ 116,240	3,595,000 (旅費・データ管理費・コンビニ手数料)
4) 通信費（郵送料ほか）	355,000	335,760	▲ 19,240	390,000 (会報郵送料) 2,000 (切手代)
5) 振替手数料	130,000	140,601	10,601	160,000 (実績勘案)
6) 桜基金	0	0	0	
合 計	5,130,000	4,944,006	▲ 185,994	5,182,000

#### ★収支差額の部

項目	令和6年度予算	同左決算	予算対比	令和7年度予算
1) 収支差益	122,193	290,506	168,313	144,605
2) 前期繰越金	29,968,486	30,621,701	653,215	30,912,207
3) 次期繰越金	30,090,679	30,912,207	821,528	31,056,812 (見込み)

## (1) 令和6年度収支決算（案）と令和7年度予算（案）

### 1. 順調な会費納入と活発な活動 一時的な消耗品の増額

令和6年度の予算は、P Cの買い換えと、封筒、ゆうちょ振込用紙の作成が重なって、例年ない支出を含んでいたため、収支残を多く期待できないものとなっていました。しかし、予定していた事項が一部実行されなかつたことと、会費がほぼ予算通りの金額を確保することができたことによって、予算を大幅に上回る約29万円の収支残を確保することができました。

会費納入にご協力頂きました会員の皆さまには心より御礼申し上げます。

なお、「卒業修了祝賀会」に対して、昨年度に継いで多額の支援（贊助金）を行いましたが、参加者が大幅に増加するなど、卒業生に対して同窓会を大いにアピールできたものと考えており、大学側の要請に応える意味でも、今後支援を継続して参りたいと思います。

### 2. 令和7年度予算について

本年度は新たに同窓会役員の出張旅費日当に関する「同窓会旅費規程」を制定することにし、理事会の正式決定を得る予定です。制定の主点は、平成元年から大学の旅費規程を参考に運用されてきた旅費日当支給を規定化すること、及びそれに永らく据え置かれていた「宿泊費」の改定（高騰への対応）にありますので、何卒ご理解

を賜りますようお願いいたします。また、本年度は郵便代の値上げや会報の紙代の値上げなども考慮せざるをえません。

このような状況もあって、令和 7 年度の予算は、支出が昨年度実績を上回り、収支が拮抗する予算となっております。

会員の皆さまには厳しい環境の中ではありますが、収支基盤強化に向けて、昨年度と変わらぬ会費のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

## (2) 令和 7 年度行事予定

最新情報は同窓会 HP にて更新掲載していますのでそちらもチェックください

令和 7 年

4 月 12 日	法祭大
5 月 9 日	第 1 回運営委員会
5 月 16 日	東海支部総会
5 月 30 日	監査会
5 月 31 日	会報第 52 号発行
6 月 11 日	学術振興基金ヒアリング
6 月 14 日	広島支部総会
6 月 21 日	理事会
7 月 5 日	東京支部会総会
7 月 11 日	本部総会及び宮城支部総会
7 月 25 日	岩手支部総会

8 月 22 日 北海道支部総会

9 月 6 日 新潟支部総会

9 月 26 日 第 2 回運営委員会

10 月 18 日 大阪支部総会

10 月 31 日 福島支部総会

11 月 xx 日 宮城支部役員幹事懇談会

令和 8 年

1 月 30 日 第 3 回運営委員会

3 月 25 日 学位記授与式・卒業祝賀会

開催日時未定  
秋田支部総会・青森支部総会・山形支部総会・東北芝蘭会・法科大学院部会総会・公共政策大学院部会総会

## (3) 学術振興基金（理事長：蘆立教授）

同窓会学術振興基金は 2001（平成 13）年から同窓生の寄付金を原資に、法学部の自主ゼミ活動運営資金の助成を行っています。昨年から新たに裁判制度研究会が加わり合計 8 グループへの助成を行いました。これにより無料法相は 48 件の相談をこなし花巻市での出張相談を実施しました。模擬裁は 11 月 23・24 日川内萩ホールで「闇バイト」をテーマとした公演「上澄」を行い 420 名の方々に来場いただきました。法社研は依存症及び地方自治行政問題を扱った研究紀要「轍」を作成、俱楽部国際法は 7 月の夏大会で総合 3 位でしたが個人弁論では上位を独占し最優秀弁論者として野口代表が外務大臣杯を獲得しました。Negoistic は 12 月の大学対抗交渉コンペティションに参加、公政研は通常活動に加えて同窓の枝野幸男議員（S62 卒）を招いての講演会及び在学生との討論会を行いました。「裁制研」では判例資料の整備を行いました。「東北法学」は紀要第 59 号を発行しました。

## (4) 同窓会との連絡

- ・諸連絡・お問い合わせ メール (dosokailaw@gmail.com) 電話・FAX (022-795-6181)
- ・同窓会 HP 東北大学法学部 HP 内の同窓会をクリックしてください。
- ・住所変更 できるだけ同窓会 HP の会員情報登録フォーマットを利用ください。
- ・同窓会費 年額 3,000 円。会報送付時の振込用紙を利用ください。コンビニ振り込みは 8 月末まで、ゆうちょは通年利用できます。コンビニ及びスマート決済は（株）サラトに委託しています。操作時サラト表示が出ても安心してご利用ください。
- ・同期会等開催への支援 会合計画中のグループで会報初登場の場合はあらかじめ情報を事務局へお知らせください。名簿情報のフォローや乾杯用アルコールの提供などを適宜行います。

## (5) 令和 6 年度総会審議事項

今年度の総会は 7 月 18 日宮城支部総会と合わせて仙台で開催されます。議事内容案は以下の通りです。ご意見・ご異議のある方は 7 月 10 日までに事務局までメールまたは FAX にてご連絡ください。なければご了承いただ

けたものとして処理いたします。

## 1. 令和6年度決算案及び令和7年度予算案

同窓会報本部だより (1) 掲載の通り。

## 2. 令和7年度同窓会運営方針案

- 1) 支部活動強化⇒山形及び公共院部会の立上げ支援、支部総会時の情報提供強化
- 2) 財政基盤強化⇒会費納入会員発掘・増加策の検討・具体化
- 3) 同期会活性化⇒新たなグループ計画への具体化支援
- 4) 法学部学年委員との接触⇒若手の意見把握、組織化の働きかけ
- 5) 同窓会 HP の充実
- 6) 自主ゼミ支援の強化⇒意見交換会を企画し要望把握に努める
- 7) 会報の充実⇒学内情報をより一層取り入れる

## 3. 行事企画

本号本部だより (2) 掲載の通り。

## 4. その他

- 1) 萩友会 他学部同窓会との連絡を強化し、本同窓会の運営の参考とする。
- 2) 中善並木 大学関連部門と連携し仙台市動向に適宜対応を図る。

## 令和6年度 卒年別会費納入状況（件数）

卒年	S22	S23	S27	S28(旧)	S28(新)	S29	S30	S31	S32	S33	S34	S35	S36	S37
件数	1	1	0	2	3	7	10	7	14	13	16	33	20	22

卒年	S38	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51
件数	19	25	16	16	19	32	27	24	25	29	32	28	37	29

卒年	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2
件数	38	35	30	34	41	27	33	24	18	27	26	23	17	22

卒年	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
件数	24	19	14	23	8	4	11	5	11	8	7	9	6	5

卒年	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	6	11	4	5	4	4	3	4	4	3	1	8	4	3

卒年	R1	R2	R3	R4	R5	R6	研究院	法科院	公共院	新院生	新学部生	合計
件数	3	3	2	2	2	6	15	30	15	37	106	1,341



## 令和5・6年度卒業生進路状況

3月25日に令和6年度の学位記交付式が行われました。令和6年度の卒業・修了生（9月卒業・修了生含む）は学部生で168名（内女性65名）、法学研究科で修士課程7名（内女性6名）、博士課程9名（内女性2名）、法科大学院で50名（内女子17名）、公共政策大学院で29名（内女性7名）でした。その後川内南キャンパス文系総合講義棟で3名への総長賞、19名（内女性8名）への法学会賞授与式及び祝賀会が行われ、期待と覚悟を持ってあららしい世界へと旅立ちました。

令和6年度の公共政策大学院関係では、国家・地方公務員関係が国家公務員総合職で総務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省・衆議院法制局、地方公務員関係で宮城県・山形県・東京都・黒石市・仙台市・上田市、民間関係で七十七リサーチアンドコンサルティング・電力広域的運営推進機関・三菱総合研究所・富士通・日本郵船・日本放送協会・楽天グループ・サンケイビル・パナソニックホールディングスへ就職しました。法科大学院関係では、15名が司法修習へ、35名が司法試験受験を目指して準備中です。

6年度の学部卒業生・研究大学院修了生についての進路状況はデータの開示が会報発行まで間に合いませんので、後日判明次第同窓会HPに掲載し、来年の会報でも報告します。以下は会報前号で掲載できなかった令和5年度の進路状況です。学部卒業生は161名で、就職が110名、進学が41名、就活中その他が10名でした。就職者のほぼ半数は、国家公務員総合・大卒21名、金融業・保険業20名、地方公務員17名でした。具体的な行先は以下の通りです。国家公務員総合・大卒では、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、文部科学省、青森地方検察庁、宇都宮地方検察庁、新潟地方検察庁、特許庁、参議員事務局、中国公安調査局。裁判所事務官・一般で仙台高等裁判所、仙台地方裁判所、東京家庭裁判所。都道府県上級・大卒で、青森県庁、福島県庁、茨城県庁、栃木県庁、群馬県庁、東京都庁、石川県庁、山梨県庁、静岡県庁。市役所上級・大卒で、弘前市役所、十和田市役所。町・村役場職員で、上市町役場。自衛隊で、海上自衛隊でした。製造業では、清水建設、竹中工務店、J T、カゴメ、ユニ・チャーム、旭化成、N O W A L L、キーエンス、住友商事、ケミカル、ダイキン工業、任天堂、村田機械、トヨタ自動車、アイリスオーヤマ、バンダイ、三菱鉛筆、レンゴー、東北電力、東電用地、電源開発。サービス業その他では、情報通信業で、N T Tデータグループ、N T Tドコモ、N T T東日本、T K C、アビーシステムズ、共同通信社、国際システム、仙台放送、トップ、ネットワンシステムズ、野村総合研究所、日立ソリューションズ東日本、ベイカレント・コンサルティング、北海道文化放送、楽天グループ。運輸業・郵便業で、J A L、N E X C O東日本。卸売業・小売業で、伊藤忠エネクス、宮城生活協同組合、良品計画。金融業・保険業で、静岡銀行、七十七銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、日本取引所グループ、日本M & Aセンター、日本カストディ銀行、農林中央金庫、野村證券、みずほ銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行、三井住友銀行、三菱UFJ信託銀行、山形銀行、全国共済農業協同組合連合会、大樹生命保険、明治安田生命保険。不動産取引・賃貸業で、ダイビル、三井不動産レジデンシャル。生活サービス・娯楽業その他で、トムス・エンタテインメント、仙台進学プラザ、ナガセ、E Yストラテジー・アンド・コンサルティング、電通、博報堂、ライズ・コンサルティング・グループ、リスペクト。進学関係では、東北大学法科大学院が16名、同公共政策大学院が4名、同研究大学院が1名、他に、他大学および他研究科等への進学者が20名でした。また、研究大学院（前期課程）の修了生は3名で、行先は国立大学法人東北大学、RMIT Vietnam University、司法書士法人あおばの杜でした。



## 自主ゼミだより

### ○無料法律相談所

皆さんこんにちは！東北大学無料法律相談所（通称：法相＝ほうそう）です。法相は、仙台を中心とした市民の方々の様々な法律相談にお答えする活動をしている自主ゼミです。

法相は、1928年に設立された伝統のある団体であり、現在は約70人の学生が所属しています。具体的な活動内容は、市民の皆様から電話やメールで寄せられた契約や労働のトラブル、親族や相続に関する問題について、大学で学習した法律の知識を用いて、所員の間で法律上の問題点を考え、回答を作成し、教授や弁護士の先生方と検討した上で、土曜日にお客様に回答をお伝えするというものです。活動の期間は、前期が4月から7月、後期が10月から1月となっており、令和6年度は1年間を通して48件の法律相談にお答えしました。当ゼミの活動の中心はお客様からの法律相談に対する回答活動ですが、市内での法律相談の広報活動等も所員が行っています。

また、夏休みの期間には、東北地方のいざれかの地において、地元の方々を対象に相談活動も行っています。令和6年度は、岩手県花巻市に赴き、1泊2日で出張相談を行い、多くの法律相談にお答えしました。

法相には、大学で学んだ法律が社会では実際にどのような形で問題となるのか、相談活動を通じて学ぶことができるという、他の自主ゼミにはない魅力があります。大学の授業だけではイメージできないような実務的な法律の用いられ方を学ぶことができる上、大学で学んだ法律知識がどのように活かされるのかを身をもって感じることができます。加えて、実際に市民の皆様や教授・弁護士の先生方と関わることで、コミュニケーションの仕方や礼儀、マナーといった、将来必要となる社会人としての基本を身につけることができることも法相の大きな魅力です。

「自分は法曹志望じゃないけど、しっかり活動できるかな…?」「法律の知識もないけど、回答できるかな…」と不安に思つた方もいるかもしれません。しかし、全く心配はいりません！先に述べたように、法相には約70人の学生が所属しており、法曹志望ばかりではなく、公務員志望の人や民間の就職を考えている所員もたくさんいます。また、実際に相談内容を分析し、回答するのは上級生であり、それまではお客様の案内や相談内容の事情の確認をすることが中心となるため、活動の様子を実際に目にしながら、大学で少しづつ法律の知識を蓄えていけば、全く問題ありません。実際、この文章を書いている私自身も、入所当時は知識が無く不安でいっぱいでしたが、今ではしっかりと回答活動をすることができています。

ここまで読むと、法相がとても堅苦しい自主ゼミに感じられた方もいるかも知れませんが、法相は東北大学祭への出店、ドーナツ会、芋煮会、忘年会、卒コンなど、イベントがたくさんあります。そのため、年間を通して先輩・後輩との親睦を深める機会が多く、友達をたくさんつくることもできます！

最後になりますが、法相にはここに書いた内容の以外にもたくさん魅力があります！兼部・兼サークルすることも可能ですので、ぜひ、新歓のイベントや活動見学に来て法相の魅力を実際に感じてみてください！

みなさんと一緒に活動することを、所員一同心待ちにしております！

E-mail : [muryo-sodan@law.tohoku.ac.jp](mailto:muryo-sodan@law.tohoku.ac.jp)

ホームページ : <https://tohoku-lab.secret.jp/index.html>

### ○模擬裁判実行委員会

#### 【活動内容】

東北大学法学部模擬裁判実行委員会は「法学部生としての視点から社会問題を取り上げ、裁判劇を通して、市民の皆様に法と社会の関わりについて考えていただききっかけを作る」という理念のもと、毎年川内萩ホールにて模擬裁判劇の公演を行っています。令和6年度は「学生による闇バイト」をテーマに公演を行いました。

模擬裁判とは、法科大学院等の授業で行われているもので、実際に行われる裁判とほぼ同様の手続きや法律に則っているため、専門用語が多数使われるなど、法律の知識を前提としたものが多くなっています。それに対し、当委員会が行っている模擬裁判は他の多くの模擬裁判と異なり、「劇」の形をとっているため、緊張感のある法廷シーンだけでなく日常シーンも描かれ、法律の知識が少ない方でも親しみやすい内容となっています。

#### 【特徴】

現在は3年生13名、2年生12名で活動しています。基本的に1年生はキャストとして劇に出演し、上級生は演技指導をはじめとする劇作や、団体の運営を行います。全員が一つの劇を作り上げることを目標に活動するため、縦も横も繋がりが強く、大きな達成感を得られることが特徴です。

また、私たちの活動は自分たちの学びも兼ねていますが、社会への法知識の還元を目的としているため、「他者にどう伝えるか」を常に意識しなければなりません。他者を意識して思考することは、法学部生としても一市民としても非常に重要なことですが、模擬裁判の活動を通してその力を身につけることができるでしょう。

詳しい活動内容については、ぜひホームページやSNSをご覧ください。

## 【連絡先】

E-mail : tohoku.mogisai@gmail.com  
 HP : <https://tohokumogisai.jimdofree.com/>  
 Twitter : @tohoku\_mogisai  
 Instagram : @tohoku.mogisai

## ○法社会学研究会

法社会学研究会（法社研）は、社会問題と法制度との関連を探求していくことを目的として活動している団体です。前期・後期の最初の月に「テーマ」を立て、半年間の基本的な方向性を決定します。例えば、これまでには、医療問題、COVID-19、交通問題、依存症、地方自治などを扱ってきました。こうしてテーマを策定した上で、主には次の二種類の活動を実施します。

1. ゼミ活動 選定したテーマに沿って担当者が社会問題について調べてきて、レジュメにまとめます。そして、毎週の活動の中で、調べてきたことを発表し、それをもとに全体でディスカッションします。最後にディスカッションを踏まえて追加調査記事を作成します。
2. フィールドワーク 普段のゼミ活動での学びを踏まえつつ、疑問や興味のあることや、さらに深く探求していくことについて、夏休み・春休みに、その分野に精通した当事者や研究者、行政機関を訪れ、実際の現場の状況や法制度の課題などのお話を伺います。

当会の特色としては次の三点が挙げられます。

1. 時事に強くなれて、日常や就活など他の場面で活かせる！

世間で話題になっている事柄やその背景にある日本社会の構造をしっかり学ぶことができます。メディアで見聞きする情報も積極的に考えられるようになり、将来的に社会人となった後も大いに役に立ちます。

2. 貴重な経験ができ、社会人にとって必要なスキルが習得できる！

法社研では、フィールドワークを通じて現場の方々からお話を伺うという貴重な経験ができます。また、メールでのやり取りなどのスキルは社会人になってからも有益なものです。

3. 授業、他の部活動・サークル・自主ゼミ、アルバイトと両立できる！

活動が大変かもと思われたあなたは心配不要です。期末テストのある期間は休みですし、また、活動への参加は強制ではないので、忙しい人は個々の状況に合わせて対応します。実際、現メンバーも学友会やボランティアなどと並行して励んでいます。また、近年はオンラインも併用するハイブリッド方式を取り入れているため、自宅や大学以外からでも参加可能です。

ぜひ法社研と一緒に活動できることを楽しみにしています！

E-mail: hoshaken\_tohoku@outlook.jp  
 note(ブログ): [https://note.com/hoshaken\\_tohoku](https://note.com/hoshaken_tohoku)  
 Twitter: @hoshaken  
 LINE: <https://lin.ee/1ihlcz>  
 匿名質問箱: <https://peing.net/ja/hoshaken>

## ○俱楽部国際法

私たち俱楽部国際法は、名前の通り国際法に関する知識を深め、研究を行う自主ゼミです。

主な活動内容としては、年に数度開催される国際法模擬裁判の大会に出場することです。宇宙法に関する大会、国際人道法に関する大会など様々ですが、夏に行われる Japan Cup と冬に行われる Jessup と呼ばれる大会で結果を残すことを目標にしています。昨年は Japan Cup において総合 3 位、Jessup において総合 3 位及びメモリアル書面原告 3 位という成績を収めることができました。このように他ゼミと比べても精力的に活動しております。

具体的にどのような活動を行なっているのかということを説明いたします。まず大会においては、架空の国際紛争の当事国代理人となって法廷に立ち、それぞれ原告・被告の立場で弁論を行います。弁論の際には、裁判官との対話が重視され、作成した原稿を読むだけではなく裁判官からの質問にも答えて、自国の主張がいかに正しいかをアピールします。この弁論の評価に加えて、メモリアルという弁論をするにあたって主張の中心となる資料も結果を左右する重要な評価点になります。このメモリアル作成にあたってメンバーは問題文が公開されてから何ヶ月も費やします。大会で出題される問題は非常に難解であり相当な労力を費やしますが、その分やりがいは大きく、メモリアルを提出した時の達成感は何にも代えられません。

ここまで紹介から、俱楽部国際法は勉強をする硬派な自主ゼミだと思われるかもしれません。しかし、本自主ゼミでは大会後の旅行や芋煮会、BBQ 会など部員全員で盛り上がる行事も多くあります。さらに大学祭にも積極的に参加しており、例年ワッフルを販売しています。メンバー同士で協力をして一から企画・運営をして出店をしています。

このように私たちは日頃から部員の交流の場を多く設け、大会中のみならず親密な連携を取れるよう日々活動しております。

以下にメールアドレスと Instagram・X(旧 Twitter) のアカウントを載せておきますので、私たちの活動

に興味を持っていただけましたらご連絡の程よろしくお願ひいたします。

メールアドレス : tcil.tohoku@gmail.com

Instagram : tu\_international\_law\_club

Xアカウント : @clubkokusaiho

### ○ Negoistic!

皆さんこんにちは。東北大学法学部自主ゼミの Negoistic! です。私たちは1、2年生を中心に、毎年11月頃に上智大学で開催される「大学対抗交渉コンペティション」という大会に向けて活動しています。この大会では、大学対抗で「仲裁」と「交渉」を行い、そのスキルを競います。

「仲裁」とは、私人間の紛争を解決する手段の一つで、各大学が企業の代理人となり、自分たちの企業を勝たせるために弁論し合います。準備期間には、問題文を読んで事実関係を整理した後、主張を組み立て、主張内容をまとめた書面を作成し、相手方の反論を考えます。「仲裁」は、実際の裁判に似ており、大会では実務で活躍している方が審査員を担当しています。活動を通して、法律知識や論理的思考力、ディベート力を身に着けることができます。

「交渉」では、企業の副社長や事業部長などの役職につき、相手企業とより良い合意を形成できるように、利害関係を調整しながら話し合います。準備期間では、問題文や各企業の秘密情報をもとに自社の理念や優先順位などを決定し、審査員や相手企業に配布する資料を作成します。「交渉」では、プレゼン力や社会人としての言動、戦略を練ってそれを実践する力が身につきます。

私たちの自主ゼミの面白さは、実際の「仲裁」「交渉」に近いことを大会を通して、楽しみながら経験できる点にあります。活動を通して自分の成長を実感することができますし、大会の後には大きな達成感を味わうことができます。また、同じ目標に向かって努力するかけがえのない仲間ができます。

自主ゼミは、法学部のサークルのような団体なので、気軽に参加することができ、他のサークルや部活動との両立が可能です。質問など聞きたいことがございましたら、お気軽にメール・X・インスタグラムのDMでお問い合わせください。

新しいことに挑戦したい、将来のために役立つスキルを身につけたい、大学生活を充実させたいという方は、ぜひ私たちと一緒に活動しましょう。

#### 【連絡先】

メール :negoistic.tohoku@gmail.com

X : @Negoistic

インスタグラム :negoistic\_tohoku

### ○公共政策研究会（公政研）

公共政策研究会は、東北大学唯一の政治系自主ゼミとして日々活動しています。弊団体の活動には、通常活動と特別活動があります。通常活動では、学生に身近な「103万の壁」など国内の問題からウクライナ紛争といった外交問題に至る、様々な領域の問題について調べ、レジュメを作成し、それを基に解決策などの議論を行っています。こうした活動を通して、メンバーの社会問題に対する意識を高め、見識を深めることを目的としています。また、官庁等に内定された先輩をお招きして、キャリア講演会などを行っており、将来の進路選択に役立つ活動も実施しています。現在、弊団体は、101名で活動しており、法学部生だけでなく、他学部生も多く在籍しています。昨年度は、副知事や国会議員の方をお呼びした講演会を実施しました。また、国会議員の方をお呼びした討論会も行い、有意義な活動が出来たと実感しております。今年度は、通常活動により目標を持って臨めるよう工夫してさらに学びの深い活動にしていきたいです。弊団体の活動の成果を、所属する学生だけでなく社会に活かせるよう積極的に活動していきます。私たちの活動にご关心を持っていただけましたら、お気軽にご連絡ください。ご意見やご提案もお待ちしております。tu.koseiken@gmail.com

### ○裁判制度研究会（裁判研）

こんにちは、通称裁判研です。本ゼミは自主ゼミのなかで特に活動が緩く兼部兼サークル兼ゼミを前提とし、先輩後輩の交流、勉強の補助の場となっています。

通常活動としては月に二回ほど、空きコマに合わせ各自が気になった重要判例や時事判例について卓を立てレジュメを元に判決を予想し話し合っています。

ゼミ活動の規模としてアクティブな方が十人少し、一回の活動に四人前後が集まります。少人数な分、実際の活動では活動内容以外でも生活や学業の悩み等に触れることもあります。

活動では一つ一つの判例等に対し事実関係から論点、学説を予想し解説を受けることとなります。故に勉強の補助になるのはもちろんですが、たとえ一つの事例であれど具体例と抽象的な法的考え方を結びついて記憶でき、話せるようにさえなれる所が特徴です。

部活で忙しいが何かしら法学部内での繋がりを持っておきたいという方や事例を通して法を学びたいと思った方に特に合っていると思います。参加見学をお考えでしたら是非下記のメールへご連絡ください。

メールアドレス :saiseiken.tohoku.law@gmail.com

## 北海道支部

北海道支部では、令和6年8月23日に札幌市中央区のビヤホールライオン狸小路店にて令和6年度総会を開催いたしました。

れ、清水事務局長からご説明があり、会員のみなさまからは、一言ずつ近況報告がなされました。また「萩丸」の販売再開についてご案内いただき、ご用意いただいたパンフレットはすべて持ち帰られるほど、会員に大好評でした。

オソノ狹小路店で開催を予定しております。会員のみなさまのご参加をお待ちするとともに、お近くに同窓生の方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹  
介くださいますようお願いいたします。



令和6年度岩手支部総会は、令和6年7月26日（金）に、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて開催されました。当日は、同窓会本部から、来賓として清水廣行事務局長をお迎えし、参加者は19名に留まりましたが、活気ある懇親会となりました。

開会に先立ち、長きにわたり多大な御支援をいただきいた川村登顧問の訃報が報告され、一同で故人を悼みました。

懇親会では、斎藤雅博先輩（S51卒）の乾杯の後、急遽御欠席となつた久保野恵美子会長のメッセージが披露されました。続いて清水事務局長から、最近の法学部・法科大学院に関する話題提供をしていただき、更に、東京オフィスの大戦など現役学生の活躍ぶりを披露していただき、会場は

大きいに沸きました。

続いて、恒例の近況報告が行われました。県内各界において幹部・中堅職員として活躍中の会員からは仕事の状況について、また、年会員からも、毎日の健康法や余暇活動の様子をご披露いただきました。業界や年代の垣根を越



し、ようやく落ち着いて杯を  
酌み交わす姿を拝見すること  
ができました。

感染症蔓延や自然災害など、予期せぬ出来事が起りますが、それ故に年に一度顔を合わせられることの大しさを噛みしめています。来年度も、7月下旬の開催を進めておりますので、多数の皆さんのご参加をお待ちしています。また、支部の活動に关心のお持ちの方は、事務局あて御一報いただければ幸いです。

# 秋田支部総会を開催しました

## 秋田支部総会を

ました。

山田芳浩  
開催しました

特に印象的でしたのは、本

勝をお祈り申し上げます。

最後に改めまして、ご出席いただいた皆様と、準備に奔

学が全国初の『国際卓越研究大学』に認定される見込みであるとの嬉しいニュースでした（※秋田支部総会開催日時点では認定前でしたが、その後、令和6年11月8日付けで正式に認定されたとのことで

「ちなんだクイズ大会も行いました。正直なところ、「自分も卒業生なのだから、全て簡単に答えられるだろう。」と単に答えられるだろう。」と高を括つておりましたが、相定以上の難問ばかりで、参加者一同で頭をひねつてクイズ

走しつつ勧誘・掘り起こしを  
頑張つていただいた役員・幹  
事及び常連会員の皆様に、感  
謝を申し上げます。

懇親会では、支部顧問の嵯峨正博さん（S31卒）のご発声による乾杯の後、和気藹々とした雰囲気で会は進行し、感謝を申し上げます。

聞きましたときは、残念になりました。わたくし個人としても、毎年二次会を一緒にカラオケをするのが楽しみでしたので、美声を拝聴する機会がなくなってしまう

ない感じがいたします。同時に、本学との絆を再認識する瞬間だと実感した次第です。なお、当日は学生歌の歌詞カードを配付しておりますので、

世代の方々も珍しくなくなりました。また若干名ではありますが、初めて参加される会員の方もほぼ毎年いらっしゃいます。年齢・性別・職域を問わず、同窓のよしみで交流

保野恵美子先生や清水廣行事務局長（S39卒）、そして佐竹敬久秋田県知事（本学工学部S46卒）にもご来賓としてお越しいただき、賑やかな会となりました。特に教員の先生方のご出席は、平成28年度の中林暁生先生以来となりました。ご多忙にもかかわらず遠

す)。学術研究については門外漢ですが、わたくしも一卒業生として、母校が全国トップクラスの研究を行う大学だと認定されたことを誇らしく思います。おそらく、他の会員の皆様も同じお気持ちだつたのではないかでしょうか。

に選びました。お陰様で、母校の知識を一層深められ、楽しい時間となりました。

秋田支部の会員は、伝統的に官公庁（特に秋田県庁）関係者が多いためですが、市町村や民間企業、専門職（士業）の方々もいらっしゃいます。少しずつではあります  
が、出席者の若返りも進んで



秋田支部の会員は、伝統的に官公庁（特に秋田県庁）関係者が多いのですが、市町村や民間企業、専門職（士業）の方々もいらっしゃいます。少しづつではあります  
が、出席者の若返りも進んでおります。アラフォー以下の世代の方々も珍しくなくなりました。また若干名ではあります  
が、初めて参加される会員の方もほぼ毎年いらっしゃいます。年齢・性別・職域を問わず、同窓のよしみで交流を深められ、公私の交友関係を広げられる貴重な機会ですので、今後とも多くの会員の方々にお越しいただきたいと思います。

最後に改めまして、ご出席いただいた皆様と、準備に奔走しつゝ勧誘・掘り起こしを頑張つていただいた役員・幹事及び常連会員の皆様に、感謝を申し上げます。

次回の開催日程は未定ですが、決まり次第、ご案内を差し上げます（例年は夏から心です。

秋頃の開催です)ので、皆様のご出席をお待ちしております。秋田県内に転入された方や、興味があつて参加したいが案内が届かないという方は、お手数をおかけしますが、同窓会本部または秋田支部までご連絡ください。

この会報やWebサイト等に記載のとおりです。

## 秋田支部連絡先

秋田支那事 徒藤文  
卷之三

豪  
(H18卒)

Gotoh-1: *mitake@ptie.tu-berlin.de*

支那 53

卷之三

卷之三

高坡引

支那の一部——宮城

渡辺泰宏

令和6年度は、コロナ以前

の活動に復帰することが出来、  
「一木三一」「土石

卷之三

た。

## 1. 66名の総会開催

令和6年7月12日（金）午後6時より宮城支部総会を仙台駅東口の「仙台ガーデンパレス」において開催しました。今回は宮城支部単体での開催でしたが、当日は自主ゼミ代表の現役学生も招待しながら、総勢66名の参加を頂きました。

総会では、春の叙勲で旭日重光章を受賞された荒中（あらただし）支部長より国際卓越研究大学認定での同窓会の役割や各界で活躍される同窓生へのエールを込めたご挨拶に続き、令和6年度より同窓会長に就任された久保野恵美子法学研究科長よりご来賓の挨拶を頂いた後、ポストコロナで活動を本格化させる今後の活動計画などが承認されました。役員改選では、長年副支部長として支部を支えて頂いた三浦秀一氏（S47）が退任され、前同窓会長の戸澤英典教授の顧問ご就任、新たに佐野好昭氏（S58）、梅内淳氏（S63）、鈴木覚氏（H4）、入江恵一郎氏（H6）の理事就任が了承されました。

### (7月総会集合写真)

2. 役員幹事懇談会 令和6年11月14日（木）午後6時より、「ホテルJALシティ仙台」において17名が参加しました。荒支部長の冒頭挨拶後、ご来賓の久保野恵美子同窓会長のご挨拶に続き本部ならびに宮城支部・東北芝蘭会の活動報告を行いました。

卓話には、当初阿南友豪（あなみゆうすけ）法学研究科教授より「3期目に突入した中国習近平政権の意味」を拝聴する予定でしたが家庭事情から急遽予定変更となり、久保野会長より「家族法改正と子の利益」の卓話を頂戴致しました。平成以降の家族法の改正の中で、「子」の利益と主体性が重視され、今後は家族関係の位置付けにも波及するとの論説に当世の流れをしかと感得出来ました。

その後の懇親会でも、丁度NHK朝のドラマの「寅の翼」の話題や東北芝蘭会と（大学本部同窓会組織の）芝蘭会共催の交流会、さらには在学時代の法律との関わり

エピソードなど、様々な話題の花が咲き、大変お名残惜しい3時間となりました。

阿南先生のお話は、次回のお楽しみとして持ち越ししながら、令和7年度も荒支部長の下で職域幹事の方々との連携を密にしながら活動を進めてまいります。

（支部事務局長 S53卒）



（役員幹事懇談会集合写真）

福島支部総会を開催いたしました

板垣良夫

令和6年10月25日（金）に、  
支部会員24名の出席のもと第  
45回東北大学法学部同窓会福

## 福島支部総会を開催いたしました

(役員幹事懇談会集合写真)



そうした姿勢を基本として行こうと考えています。

この場を借りて、山形県内の各同窓生の御理解と御協力をお願いするものであります。

新潟支部

水內基成

た方もあり、嬉しかったです。

ましたし、有志による二次会も大盛り上がりました。昨年度のこの支部だよりを見て新たに参加を申し込んでくれ

随时お寄せいただけますと  
幸いです（水沢メールアドレス  
スザン：m-mizu@theia.ocn.  
ne.jp）（H12卒）

令和6年7月6日（土）  
東京八重洲のサピアタワーにて、会員73余名の参加で、会  
和6年度の本部総会、東京支  
部会総会が開催されました。

田 一之さんの挨拶乾杯の後  
野村太郎さん（公平成27卒）  
の司会により和やかに、各々  
引き続き、懇親会では、原

長から最近の大学についての  
お話をいただきました。  
萩友会（全学同窓会）から  
は、萩友会プレミアム会員特  
典、七大戦などの学生活躍の  
話がありました。

活動として、9月7日（土）に新潟東映ホテルにて支部総会・懇親会を開催しました。当日は、本部の久保野恵美子同窓会長、清水廣行事務局長、宮川司特任准教授東京支部会事務局長を含む21名の参加をいたしました。

辛酉

会

教授東京支部会事  
国際法が国際法模  
る21名の参加をい  
た。

、後輩の舌羅之三

窓生どうしの「夫婦、お子様連れでの出席者の会費を減額する取組を行っています。新潟の河原で芋煮会、弥彦山の麓で武石支部長を囲む会などを妄想中ですが、いつか実現したいです。

令和7年度の総会・懇親会は9月6日（土）18時、新潟駅に直結のアートホテルにての開催を予定しています。新潟県に在住の同窓生の皆様、転勤・就職等で新潟県に



法学部同窓会本部

## 東京支部会合同総会を 行いました

令和6年7月

令和6年7月6日(土)

典、七力館などの学生生活跡の話がありました。

新理事として、船戸里佳子さん（令和2年卒）、佐々木邦夫さん（令和3年卒）、山田洋太さん（令和4年卒）、菅原拓磨さん（令和5年卒）が加わることになりました。

して旧交をあたため、新たに知り合いを作り、その後のビジネスや人生において長い目で活用して頂ける良い機会だと思います。ビジネスの場から離れたところで同じ業界の先輩や異なる業界の同窓

方々とネットワークを持つことはきっと有意義なことだと思います。

次回の東京支部会総会は、令和7年7月5日（土）に開催されます。どのような方が参加するのかわからない、

会費が高いなど、若い世代には敷居が高く感じてしまう面があるとの声を受け、今年度

の懇親会は、支部会初の試みとして「芋煮会」として芋煮をはじめ、東北の品々をご用意することとし、会費の値下げを行うこととしました。当

日腕を振るつていただき予定の山形県出身の理事をはじめ、理事一同、新たな形での懇親会も楽しんでいただけるよう準備に努めますので、ぜひ同窓会で久しぶりに東北を感じてみませんか。

東京支部会事務局からのお願い

通信費上昇対策として、今後、総会などのご案内については、ハガキを極力用いずに、萩友会HPや萩友会メールマガジンでお知らせします

ので、「萩友会メルマガ」への登録をお願いします。  
(メルマガイメージとQRコード) QRコードをスマートフォンのカメラ機能で読み込むと入力画面に遷移します。

(事務局長 富川司 H2卒)



ので、「萩友会メルマガ」への登録をお願いします。

## 東海支部総会 (R6・5・17開催)

森 亮 太

令和6年5月17日（金）、東北大學法學部同窓会東海支部総会及び懇親会が「純系名古屋コーセン樞（くるる）」（名古屋市中村区名駅4-1-3-11）にて開催されました。東海支部会員22名に、東北大學法學部教授の久保野恵美子様、東北大學法學部同窓会東京支部「萩友会」（全学同窓会）の宮川司様を迎えた合計24名の参加となりました。

東海支部総会は、老舗料理店やホテルにおいて開催されることが通例となっていましたが、今年度は、名古屋駅にほど近い名古屋コーセン料理の居酒屋で開催しました。

佐野眞琴支部長（昭和56年卒）の開会挨拶に始まり、久保野様、宮川様からもご挨拶をいただきました。一同、現在の東北大學の活動状況を熱心に聞き入っている様子が印象的でした。

## 大阪支部

藤原武士

象的でした。東海地区では、日頃、東北大學とのつながりを感じる機会はそう多くないというものが実情ですが、その分、興味をそそられる内容でした。そして、会の中盤には、参加者全員にスピーチの時間が割かれ、学生時代の思い出や、卒業後の同窓生間の関わりを中心とした思い出話に大変盛り上がりました。終盤に恒例イベントの応援歌「青葉もゆるこのみちのく」の合唱が行われた後、全員で写真撮影をして締め括られました。

さて、令和7年度の東海支部同窓会は、令和7年5月16日（金）午後6時30分開始を予定しています。会場は、昨年同様、「純系名古屋コーセン樞（くるる）」を中心にならん検討中です。ぜひ東海地区にご在住の方で、出席を希望される方、幹事から総会開催の案内状が届かない方がいらっしゃいまして、幹事の私（連絡先052-1951-7737（勤務先）までご連絡くださいますようお願い申し上げます。（H19卒）

今年は、法理学の青井秀夫先生がご子息（同窓生）とご一緒に参加されました。土谷先生は、ご子息が東北大學の学生の時に、代わりに青井先生の講義のレポートを書いたり、内成績で返ってきたというエピソードを披露されたり、参加者の皆様から、近況

象的でした。東海地区では、日頃、東北大學とのつながりを感じる機会はそう多くないというものが実情ですが、その分、興味をそそられる内容でした。そして、会の中盤には、参加者全員にスピーチの時間が割かれ、学生時代の思い出や、卒業後の同窓生間の関わりを中心とした思い出話に大変盛り上がりました。終盤に恒例イベントの応援歌「青葉もゆるこのみちのく」の合唱が行われた後、全員で写真撮影をして締め括られました。

さて、令和7年度の東海支部同窓会は、令和7年5月16日（金）午後6時30分開始を予定しています。会場は、昨年同様、「純系名古屋コーセン樞（くるる）」を中心にならん検討中です。ぜひ東海地区にご在住の方で、出席を希望される方、幹事から総会開催の案内状が届かない方がいらっしゃいまして、幹事の私（連絡先052-1951-7737（勤務先）までご連絡くださいますようお願い申し上げます。（H19卒）

## 大阪支部

藤原武士

大阪支部の同窓会を令和6年10月19日、十三にあるプラザホテル大阪 大湖苑で、開催しました。昨年までは、金曜日の晩に開催していたのですが、仕事の都合で参加しづらった。そこで、会の中盤には、参加者全員にスピーチの時間が割かれ、学生時代の思い出や、卒業後の同窓生間の関わりを中心とした思い出話に大変盛り上がりました。終盤に恒例イベントの応援歌「青葉もゆるこのみちのく」の合唱が行われた後、全員で写真撮影をして締め括られました。

さて、令和7年度の東海支部同窓会は、令和7年5月16日（金）午後6時30分開始を予定しています。会場は、昨年同様、「純系名古屋コーセン樞（くるる）」を中心にならん検討中です。ぜひ東海地区にご在住の方で、出席を希望される方、幹事から総会開催の案内状が届かない方がいらっしゃいまして、幹事の私（連絡先052-1951-7737（勤務先）までご連絡くださいますようお願い申し上げます。（H19卒）

報告をいただき楽しい時間でした。毎年参加していただいている兵庫県議会議員の山本先輩が欠席され、ニュース等で騒ぎになつてある兵庫県知事のお話を伺いできましたのが残念でした。

第二次会は少數ながら、がん

こ寿司十三総本店で行われま

した。大阪の十三は、お昼か

ら、いくらでも飲める場所が

あります。かなり、痛飲し、

記憶がなくなり、どうやつて

帰つたのかも分からなくなつ

たのですが、2月に仙台の国

分町で飲もうと約束をし

たらしく、戸澤先生も来てく

れるとのこと、令和7年2

月28日、国分町の凱旋門ビル

近くで飲むことになりました。

## 広島支部 総会・懇親会

### 支部だより——広島支部

風呂橋

誠

いますので、ぜひ、関西に住む同窓生の方は、ご参加いたただることをお願いします。

(支部事務局長H8卒)

いますので、ぜひ、関西に住む同窓生の方は、ご参加いたただることをお願いします。

長）、岡崎隆一事務局次長、宮川司東北大学総務企画部特任准教授・東京支部会事務局長にご参加を頂きました。

令和5年と同様、居酒屋・

かめ福での開催で、懇親会

は、瀬戸内海の魚などのコ

ス料理とおいしいお酒で会話

がはずみました。令和6年は

ちゃんと記念写真も撮りました。

令和7年の支部総会は6月

14日（土）の予定です。より

多くの方に参加して頂き同窓

会ならではの楽しいひととき

を過ごしましょう。

広島支部

事務局長 風呂橋 誠 S63卒

1 第1部 記念講演会  
東北大学法科大学院の第1

リット開催と致しました。

2 第2部 総会

会期の同窓生であり、現在、弁護士として、インターネット

上の誹謗中傷、風評被害に

関する事件に数多く取り組ま

れ、活躍されている大熊裕司

同窓生（虎ノ門法律特許事務

所）に「SNSやネット上の

誹謗中傷・風評被害対策に關する法律実務（1）発信者

報告がなされました。

また、卒業生マーリングリ

ストの運用状況等に関するご

報告がなされました。

## 法科大学院支部

情報開示請求、（2）Google マップのクチコミによる名

誉・信用毀損事案などを中心

に」（予定）と題して、当該

分野の最新の事件処理の実情について講演していただき、

大変有意義なものとなりまし

た。

講演会終了後、ウェブ会議

を併用しての総会が開催され

ました。

部会長からの開会の挨拶、

法科大学院長からのご挨拶を

経て、協議・報告に入りました。

次期役員として、布木綾部

会長（新）、渡辺拓也副部会長

（再）、岡洋祐副部会長（再）、

白戸祐丞副部会長（新）が選

任されました。

報告事項につきましては、

ロースクール教育の現状と課

題、法曹資格者に対する継続

教育の取組み、就職支援説明

会などの活動等についての報

告がなされました。

また、卒業生マーリングリ

ストの運用状況等に関するご

報告がなされました。



## 4 同窓生と司法試験合格者との懇談会

また、本年度は、同日午後2時30分より、午後4時まで志と、司法試験合格者との間で、就職活動や司法修習の準備などに関する情報提供を目的とした交流会が催されました。

遠方から参加した同窓生も加わり、多数の合格者・同窓生により、用意した時間をいっぱいに利用し、非常に活発な懇談会となりました。

## 5 懇親会・合格祝賀会

同窓生による懇親会と、司法試験合格者が参加しての合格祝賀会を合わせて実施しました。遠方から多くの同窓生に参加して頂き、教員の先生方を始め、旧交を温めるとともに、合格者の前途を祝うことができました。



藤 今日平 H 24  
(前部会長 伊  
院卒)  
以上

## 6 総括

本年も、昨年度に引き続き、司法試験合格者との懇談会、合格祝賀会を同時開催することで、司法試験合格後の同窓生への情報提供や同窓生とのつながりをつくることの一助となつたと考えられます。

今後も、リアルとウェブを組み合わせて、多くの同窓生が参加しやすい環境作りに努めていきたいと思います。

当部会としましては、今後も同窓会の発展に努めて参る所存ですので、ご支援の程、何卒よろしくお願い申しあげます。

## 回期会だより

## 35J青葉会



## 42J1組同級会

昭和42年入学の私たち法学部1組の学生は80名でした。今回を含め、今までに5回開催しました。1回目は1993.4.15仙台、2回目は2013.11.20東京・新宿、3回目は2014.4.26東京・八重洲、4回目は古希同級会として2018.10.18



(清水)

加し開催しました。気候が一定せず開花宣言日程もたびたび変更されもしかしたら葉桜かと気を揉みました。予想外の寒の戻りもあり満開見頃となり、片平に集合してレスラン萩で昼食後片平キンセンカと氣を揉みました。仙台居住の仲間に一関・小山・調布等からの遠征組を交えて旧交を温める会を不定期ながら毎年続けています。昨年12月の会には山梨の同期A君の育てた柚子を小山のA君がジャムに加工して持参いただきました。今年は4月11日に花見を兼ねて7名が参りました。都合のつく何名かで再会しましょう!

（清水）

喜寿を迎える同級生は皆様どなたでも仙台へ来られて時間が許すならご一報ください。都合のつく何名かで再会しましょう！

は喜寿同窓会として東京・学士会館での開催でした。

しかし、高齢化が進み故人がと氣を揉みました。予想外の寒の戻りもあり満開見頃となり、片平に集合してレスラン萩で昼食後片平キンセンカと氣を揉みました。仙台居住の仲間に一関・小山・調布等からの遠征組を交えて旧交を温める会を不定期ながら毎年続けています。昨年12月の会には山梨の同期A君の育てた柚子を小山のA君がジャムに加工して持参いただきました。今年は4月11日に花見を兼ねて7名が参りました。都合のつく何名かで再会しましょう！

（清水）

喜寿を迎える同級生は皆様どなたでも仙台へ来られて時間が許すならご一報ください。都合のつく何名かで再会しましょう！

は喜寿同窓会として東京・学士会館での開催でした。

しかし、高齢化が進み故人

したが、故人になつたり、体調不良などで1名の参加になりました。

その流れを汲む、仙台ランチ会は、仙台駅近の「ホテルた。

2025年こそは、東京で  
プラマイ会を再開したいと思  
す。

委員会（以下、「模擬裁」）に在籍していた昭和51年（51J）から昭和55年（55J）入学を

素や広告・宣伝活動にも驚くほどレベル高く（？）取り組み、結果、当時の川内記念講

一次会は各自の近況報告で、あつという間に過ぎ、最後は「青葉燃ゆるこのみちのく」を全員で大合唱して終わりました。二次会は近くのレストランで17名が集まり、2時間ほどゆっくり話すことができました。「80歳にまた集まろう」との声が多かつたので、すが、さて、どうなることやら・・?

(文責・金田清)

## プラマイ会

2024年9月27日、仙台においてプラマイ会仙台ランチの集いが開催された。基

年に一度は仙台）の当会は  
2019年11月14日を開催さ  
れて以来、新型コロナウイ  
ルスの影響もあり、中断と

2022年、2023年と仙台ランチの集いが開催され、細々とその命脈を保つてき

入学、昭和47年卒業の方であ  
れば誰でも入れます。そのた  
め、プラマイ会と称していま

る。話すと昔の学生時代に戻る。懐かしい面々との楽しい会話、美味しいランチ膳。2時間半もあつという間に過ぎた。来年の再会を誓って、記念写真を撮り、お開きとなつた。

加者は6名、関東から2名  
仙台から4名。多いとは言え  
ないが、話が見える距離も満

ルアトレス norchann@yahoo.co.jp で連絡をお待ち  
しておねがい。

小生は54Jですが、入学当時の4年生を筆頭とする歴代の諸先輩のリーダーシップ、人格・識見が素晴らしい、ビジネス、パブリック、アカデミックと各界で活躍する(した)メンバーが定期的に集まっています。

可能な限りで年一回程度参集し、40年以上にわたって交流を深めてきました。現在では、多くが勤め人としての人生を一度は卒業し、各々の第二の人生を謳歌しています。ITテクノロジー発達のおかげでマーリングリストも、連絡が取れる限りで、整備され

主ゼミが群雄割拠する現在と違い、在籍当時は法律相談所と模擬裁しか存在しておらず、法学部棟入口左側の部屋を拠点とさせていただき、誇り高く昼夜活動していまし  
た。テーマとストーリー、法

法律理論構成は、当時から、社会問題を反映した内容で真摯にレベル高く取り組みました（当時のメンバーが在籍した第25回から第32回のテーマは現在の模擬裁判ホームページをご参照）。一方で、演劇の要

## 模擬裁OB會



てきており、東日本大震災の際の安否確認も含めて、在京、在仙、全国各地の当時のメンバーのコンタクトに役立っています。

還暦も超えたこの年代になると、こうした同窓会活動が盛り上がつてくるのが世の常ですが、皆が多忙でなかなか仙台で集まれないこと、現役を始めとした他世代の皆さんとの交流が欠けていたことが反省点です。是非、機会を得て、これから活動の幅が広げられればと願つております。(吉岡雅博 S58卒)

川からわざわざ駆けつけてくれた同級生もいて、嬉しかったですが正直びっくりです。幹事として、お店に何度も人数変更の電話をすることになり、途中からお店の方に少し呆れられている感じでした。

35年ぶりに顔を合わせたメンバーが大半でした。それでも、そのブランクがなかつたかのように、昔のトーンで自然に会話がころがっていきます。学生時代の思い出話や現在の近況報告、そしてこれからの方の楽しみ?不安?など、話題は尽きることがありません。一部のメンバーは0次会から始め、3次会まで盛り上がりつたようで、そのエネルギーに、東北Spiritを感じました。

私自身、大学時代の有難さ、貴重さを改めて実感しました。当時、同じ時間・空間を過ごした場があつたからこそ、今もこうして集まり、楽しく時間を過ごせる仲間がい

S  
60  
J  
4  
組

35年ぶりの再会

2024年4月20日(土)  
の夕方、久しぶりに大学時代の仲の良かったメンバーと一緒に、新橋の焼鳥屋さんを4人で予約しました。ところが、そのうちの一人が60J4同窓会のグループLINEへ書き込んだところ、話がどんどん広がり、最終的に19名の参加となりました。

私自身、大学時代の有難さ、貴重さを改めて実感しました。当時、同じ時間・空間を過ごした場があったからこそ、今もこうして集まり、楽しく時間を過ごせる仲間がいる。一部のメンバーは0次会から始め、3次会まで盛り上がりがったようで、そのエネルギーに、東北Spiritを感じました。



組 知見寺直樹（昭和60J4）

A black and white line drawing of a tulip flower and its stem, positioned above an open book. The drawing is simple, showing the bulb, stem, and two leaves.

An illustration of an open notebook with two blank, lined pages. A pen lies diagonally across the right page. A small sprig of leaves is pinned to the left page. The notebook is set against a light background.

44 J 同期会計面

日時  
…  
11月1日11時30分開

おこやみ		(令和6年度に判明の方)		逝去年月		お名前		卒年		R5.8		田中		二男殿		S36.3		
R6.6	R6.7	R6.2	R7.1	R6.10	R6.9	R5.8	R6.5	不明	R6.1	R5.7	R6.8	R6.8	R6.5	R6.5	R6.5	R6.6	R6.6	
内山	浅野	秋山	赤木	八塙	小泉	森	古旗	盛岡多智男殿	時岡	大内	渡辺	武藤	福田	安孫子芳男殿	木村	高橋	三澤	庄司
浩殿	平男殿	忠夫殿	孝志殿	孝平殿	義重殿	三千郎殿	曰光殿	嘉内殿	泰殿	健殿	昭八殿	長允殿	恒夫殿	敏夫殿	隆吉殿	宮崎	鈴木	信夫殿
S3.3	S3.3	S3.3	S3.3	S3.3	S3.3	S3.3	S3.3	S3.3	S3.3	S3.3	S3.3	S3.3	S3.3	S3.3	S3.3	S3.3	S3.3	S3.3
※前51号に掲載の「故今井敏殿（S36卒）」のご逝去年月が、令和元年7月と判明いたしましたので、改めてお知らせいたします。		ご冥福をお祈りいたします。		R7.2	R7.2	R7.1	R6.10	R5.4	不明	R6.3	R6.3	R7.2	R6.9	R6.5	R7.3	R5.7	R6.12	R5.8
				R7.2	R7.2	R7.1	R6.10	R5.4	不明	R6.3	R6.3	R7.2	R6.9	R6.5	R7.3	R5.7	R6.6	R5.12
				太田	柳父	田中慎一郎殿	渡邊	高橋	山本	彦彥殿	守殿	伊井	三浦	田辺	伊藤	黒川	新山	内藤
				知行殿	閑近殿	知行殿	純殿	紘殿	明殿	和良殿	好美殿	徳殿	好美殿	鈴木	弘隆殿	雄三殿	好彦殿	浩三殿
				(旧教官)	(旧教官)	(旧教官)	(旧教官)	H11.3	H3.3	S59.3	S45.3	S44.6	S43.7	S43.3	S42.3	S39.3	S38.3	S37.3

せん。故柳父先生の回想（温故知新）を顧みると、法学部教育のより一層の充実の必要性を改めて考えさせられます。

○川内だよりもあるように、この3月坂田教授・大内教授・佐々木教授が退職されました。が補充は実定法の1名にとどまっています。全国的な傾向とは言え、基礎講義科目研究者の減少・弱化は学問に対する視野を狭めてしまうと心配しています。本学でこそその充実が必要ではないでしょうか？

○昨年国際卓越研究大学第1号指定を受け、今年度からその具体的なステップが踏み出されます。文科系にとつてどのように変革されていくのかは、いまだ明確に見えてきていま

一端を紹介してみました。今 繼いでから18年も経つて いま  
後も継続して取り上げてみた す。この間、稲葉・芦澤・水  
野・渡辺・平田・樺島・成瀬  
いと 思います。

○オープンキャンパスでの模擬講義は、法学部を目指す高校生にとって法律を身近に感じさせると好評ですが、その結果が必ずしも実現が必要ではないでしょうか？

○川内だよりにもあるように、この3月坂田教授・大内教授・佐々木教授が退職されましたが補充は実定法の1名にとどまっています。全国的にもこの傾向とは言え、基礎講義科目研究者の減少・弱化は学問に対する視野を狭めてしまうと心配しています。本学でこそその充実が必要ではないで

○昨年国際卓越研究大学第1号指定を受け、今年度からその具体的なステップが踏み出されます。文科系にとってどのように変革されていくのかは、まだ明確に見えてきていません。故柳父先生の回想（温故知新）を顧みると、法学部教育のより一層の充実の必要性を改めて考えさせられます。

○今年度ようやく事務局メンバーの交代が実施されます。私の相棒岡崎さんはなんと20年、先日亡くなつた前任の及川事務局長の後を私が引き

○中川先生がなくなられて半世紀となりました。先生は家族分野を中心大きな業績を残されていますが、同窓会組織化にとつても大きな柱でした。詳細は同窓会50周年記念誌をご覧ください。この由川家族法学を巡つて、最近刊行された本学名譽教授の水野先生古希記念「家族法学の過往・現在・未来」(有斐閣)で後も継続して取り上げてみたいと思います。

る新体制（清水→成田美子59卒・岡崎→松田敬男58卒）に、従来にも増してのご支援・ご協力をお願いいたします。

○会報としては第35号から第52号までの編集に携わりました。この間、原稿についての叱咤激励の言葉を時折頂戴し、編集の励みになり、毎年編集後記を楽しく書かせていただきました。

ついでから18年も経つていました。この間、稻葉・芹澤・水野・渡辺・平田・樺島・成瀬・戸澤・久保野の歴代学部長と全国の支部を回り、法学部同窓会設立50周年、萩友会の設立や法学部百年といった大きな節目を迎え、支部組織の強化や会報の充実、事務局業務の標準化には手ごたえを感じていますが、これらも多くの皆様のご協力があつてこそ統けられたことです。本当にありがとうございました。

(清水)